

令和 7 年度 第 2 回大津市バリアフリー推進協議会

次 第

令和 8 年 3 月 26 日(木)10 時 30 分～

明日都浜大津4階

「大津市ふれあいプラザ」内ホール

1 議 題

- (1)バリアフリー基本構想(令和 7 年度～令和 16 年度)の特定事業について
- (2)バリアフリーマップについて
- (3)今後のスケジュールについて

2 その他

【配布資料】

- 1 次第
- 2 令和 7 年度 第 2 回大津市バリアフリー推進協議会説明資料
- 3 参考資料-1 施設設置管理者に向けた説明資料(案)
- 4 参考資料-2 調査チェックリスト(施設)(R8.3 更新)(案)
- 5 参考資料-3 特定事業のメニュー(案)
- 6 参考資料-4 バリアフリーマップ(案)
- 7 委員名簿
- 8 令和 7 年度 構成員名簿(R8.3)

目次

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

- (1) まち歩き(バリアフリーチェック)について
- (2) 特定事業の充実に向けた取組について
- (3) 特定事業の追加について

2 バリアフリーマップについて

- (1) バリアフリーマップの作成について
- (2) バリアフリーマップの進捗について
- (3) 情報提供における今後の課題について

3 今後のスケジュールについて

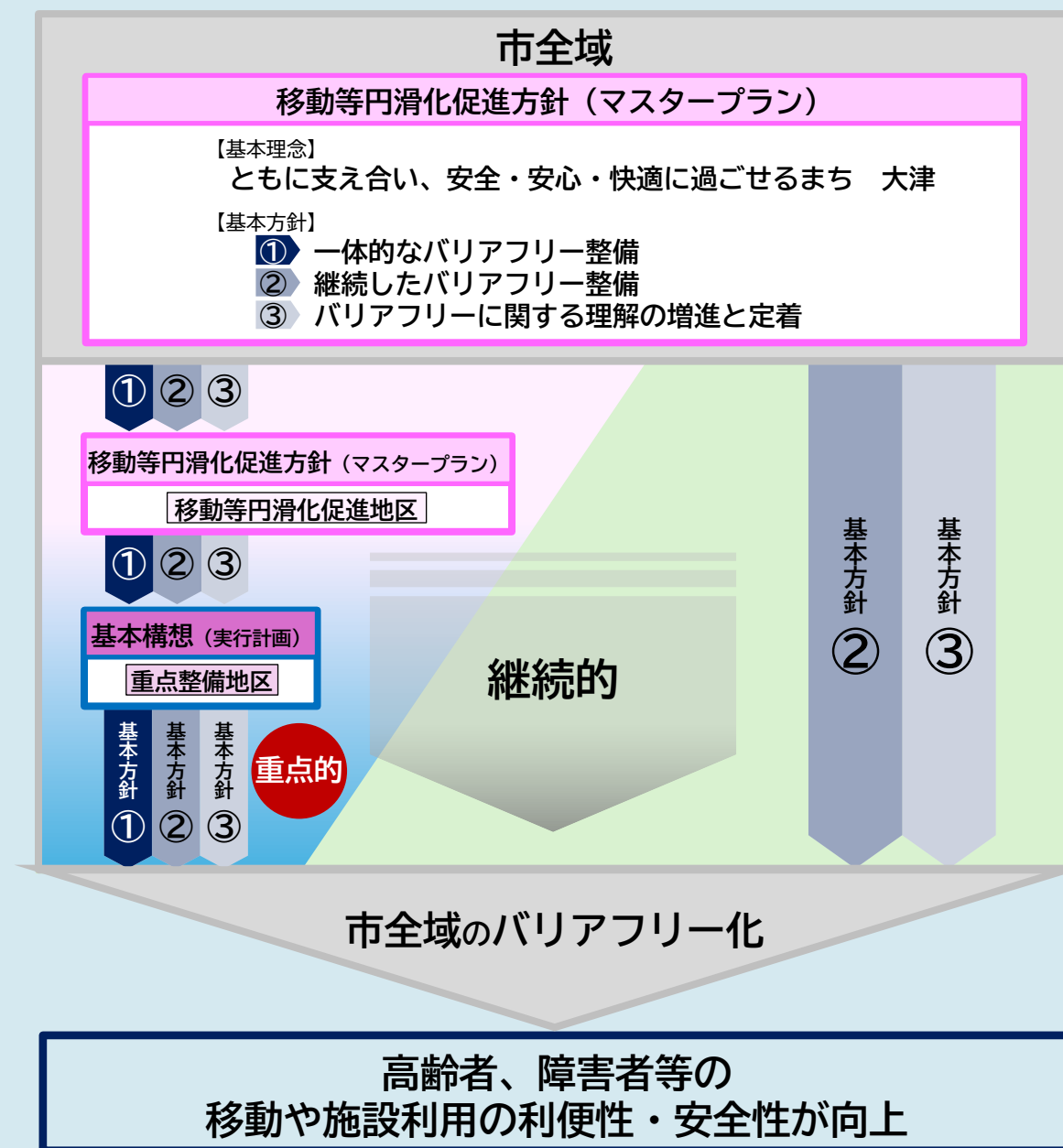


図:バリアフリー化の進め方

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(1) まち歩き(バリアフリーチェック)について

取組の名称	実施主体	事務局	開始時期	実施回数	実施施設数
まち歩き	大津市バリアフリー推進協議会	地域交通政策課	令和5年度	2回(1回/年)	3施設
バリアフリーチェック	大津市障害者差別解消委員会	障害福祉課	平成30年度	12回(2回/年)	12施設

➡ **合同で開催**

◆概要◆

- 実施日 : 令和7年11月12日(水)
- 実施時間 : 13時30分～15時00分
- 対象場所 : 逢坂市民センター ・ 大津駅前公園 ・ 周辺道路
- 参加者 : 25名 (バリアフリー推進協議会から7名参加)

逢坂市民センター

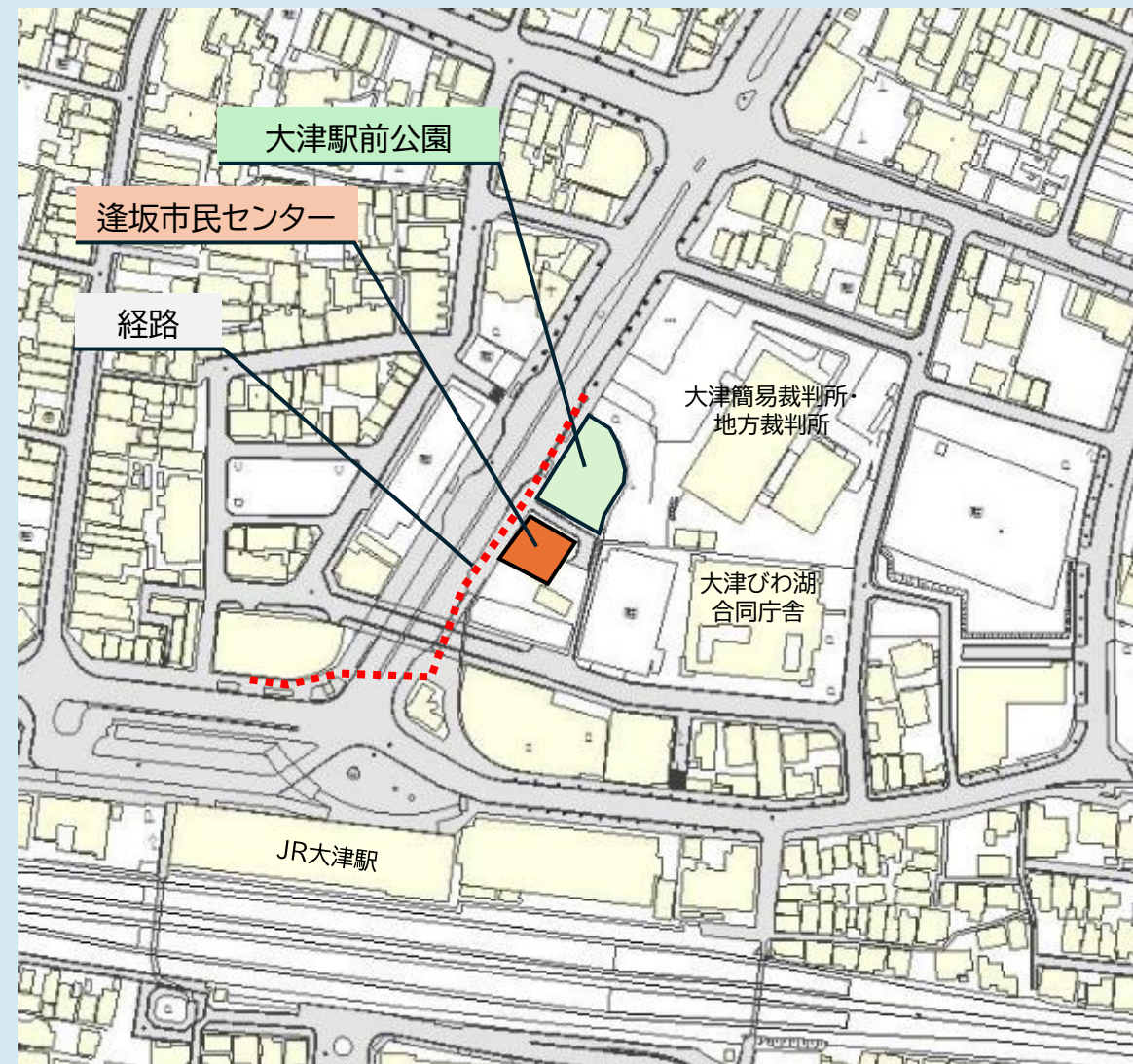


大津駅前公園



施設の写真

位置図



1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の特定事業について

(1) まち歩き(バリアフリーチェック)について

① 逢坂市民センター

箇所	意見
【入口・玄関】	→音声案内が入口にあると良い →触知案内板から先の誘導が無い →案内板の表示にルビ(ふりがな)を付けてほしい(対応済)
【トイレ】	→バリアフリートイレのドアが重くて開閉しにくい →バリアフリートイレの「使用中」が分かるようにしてほしい →バリアフリートイレに緊急通報ボタンが無い →棚が支障で車椅子の転回が難しい(対応済).....(写真①) →トイレトペーパーホルダーが左右にあると良い →トイレの段差(3cm程度)
【エレベーター・階段】	→エレベーター内にも点字表記があつて良い →手すりが階段の途中から設置されている.....(写真②) →手すりは平型より丸形のほうが良い →階段のつま先部に黄色の着色があると良い
【通路】	→廊下の色味が暗い →椅子が通路上にあり、危なく感じる
【窓口】	→カウンターや記載台が高く感じる →掲示物が多い.....(写真③)
【和室・会議室】	→スリッパや靴を入れる場所が分かるよう、靴箱に写真を掲示している →靴箱付近に椅子や手摺があると良い(対応済)
【駐車場】	→自転車が駐輪していて、障害者等用駐車区画に駐車しにくい.....(写真④) →駐輪場に屋根があると良い →駐車場にインターホンがあると良い(駐車場と受付が同一の階に無いため)
【案内表示・その他】	→「車いすの方はこちら」のような案内表示があると良い →1階に車いすの貸出があると良い →調査したメンバー間でコミュニケーションが上手くとれていないと感じた

逢坂市民センター



写真①



写真②



写真③



写真④

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(1) まち歩き(バリアフリーチェック)について

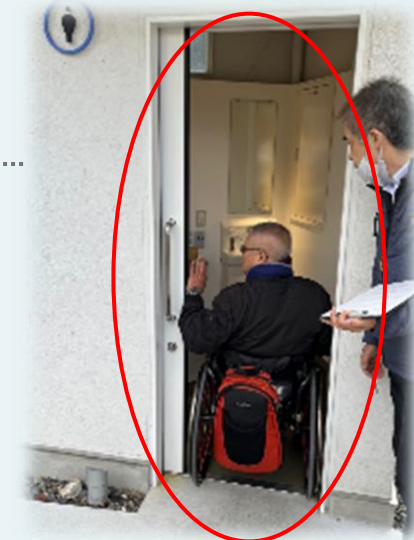
② 大津駅前公園

箇所	意見
【出入口・園路】	→公園内に段差が多い(地形上の問題) →点字ブロックの誘導がバリアフリートイレで終わっている……………(写真①) →コンクリートのベンチは座ったときに冷たく感じる
【トイレ】	→動線は直線でわかりやすい →バリアフリートイレの「使用中」が分かるようにしてほしい →トイレの入口の幅が狭く感じる……………(写真②) →トイレトーパーパのホルダーが左右にあると良い →トイレの動線に屋根があると良い
【店舗(スロープ)・デッキ】	→ウッドデッキの周囲に柵がないため、転落の危険性がある →手すりが両方にあると良い(半身マヒ等使えない人もいるため)……(写真③)
【案内表示・その他】	→公園の案内図があると良い →トイレの案内図があると良い →市道から公園内に店舗があると分かるような看板等があると良い
【市道幹1037号線】	→点字鉤の輝度比が確保できていないと感じる →道路勾配が急であることが分かる表示があるとよい →車いすの高さでは階段があることに気付けない構造となっており、途中で引き返さなければならない……………(写真④)

大津駅前公園



写真①



写真②



写真③



写真④

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(2) 特定事業の充実に向けた取組について

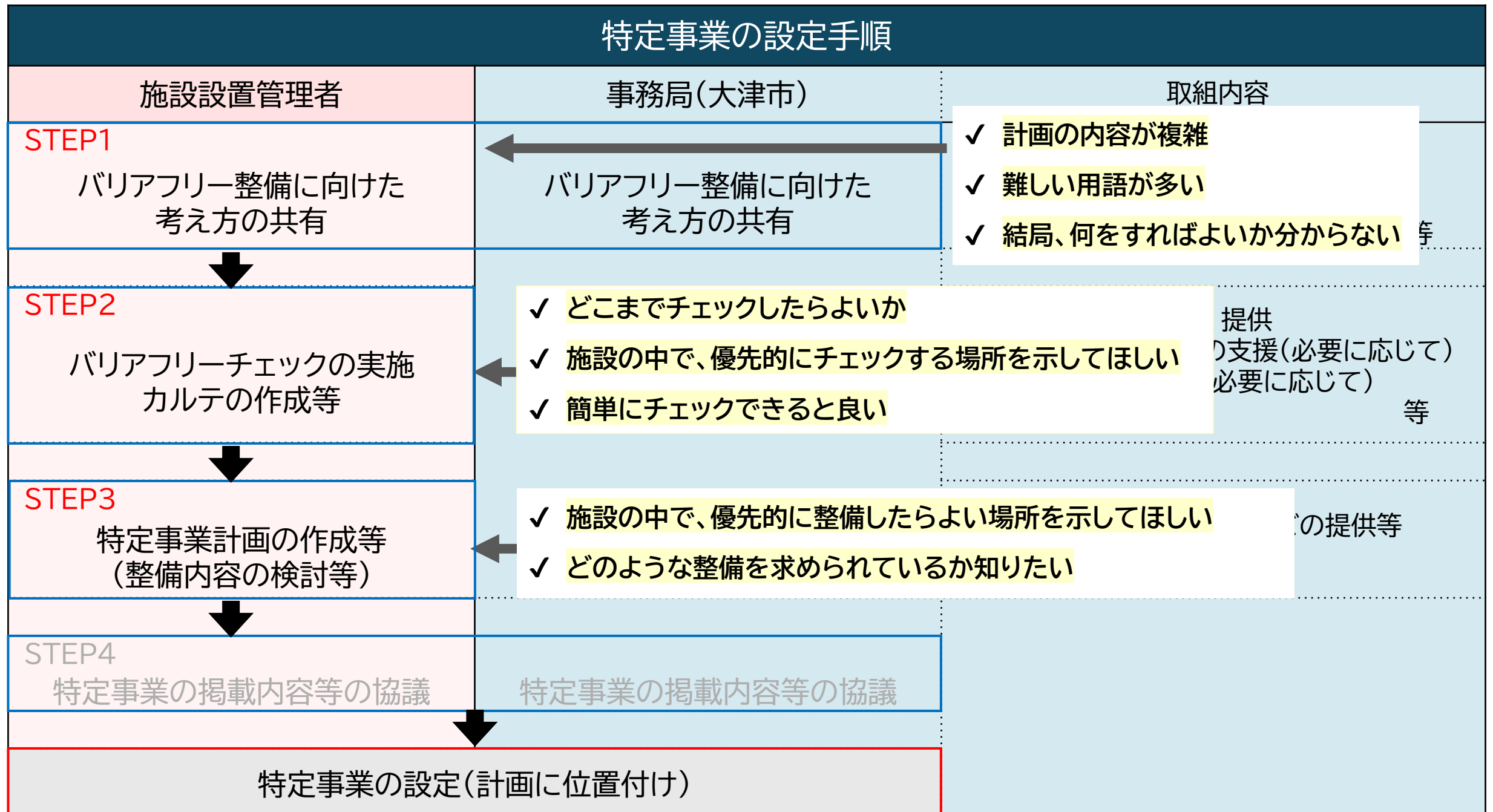
① 特定事業の設定手順に沿った施設設置管理者に対する働きかけ

特定事業の設定手順		
施設設置管理者	事務局(大津市)	取組内容
STEP1 バリアフリー整備に向けた 考え方の共有	バリアフリー整備に向けた 考え方の共有	・バリアフリーに係る計画の説明 ・利用者の視点を整理した資料等の提供 ・バリアフリー化に向けた課題の聞き取り ・バリアフリーチェックの依頼 等
STEP2 バリアフリーチェックの実施 カルテの作成等	←	・チェックシートの作成、提供 ・バリアフリーチェックの支援(必要に応じて) ・カルテの作成等支援(必要に応じて) 等
STEP3 特定事業計画の作成等 (整備内容の検討等)	←	・整備手法を整理した資料などの提供等 (ソフト面の取組も含む)
STEP4 特定事業の掲載内容等の協議	特定事業の掲載内容等の協議	
↓		
特定事業の設定(計画に位置付け)		

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の特定事業について

(2) 特定事業の充実に向けた取組について

② 施設設置管理者からの意見等



1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(2) 特定事業の充実に向けた取組について

③ 特定事業の充実に向けた視点

✓ バリアフリー整備に向けた考え方の共有をするためには…

- 本市の「促進方針」や「基本方針」を**簡便で簡潔な内容で解説し、理解を促すことが重要**
- まち歩き等で得た**利用者の視点や意見**を施設設置管理者等と**共有し、理解を促すことが重要**
- **多様な特性や必要な支援を理解し、利用者に提供することが重要**

✓ 生活関連経路や生活関連施設の特定事業を促進するためには…

- 優先度が高い箇所を示し、**各施設設置管理者の裁量に応じたバリアフリー整備**を示すことが重要
- **ハード・ソフト面も含めて、可能なものから**取組を始めることが重要



上記の視点を踏まえ、施設設置管理者と協議するための資料等を作成

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(2) 特定事業の充実に向けた取組について

④ 特定事業の充実に向けた資料等の作成

✓ 施設設置管理者に対する説明資料の作成(参考資料-1)

→計画の概要を1ページに集約

→啓発用リーフレットや職員研修の事例等、「心のバリアフリー」の取組について紹介

✓ 調査チェックリスト(施設)を更新(参考資料-2)

→利用者の視点や意見を反映したチェック項目の追加・修正

→チェックの視点を項目内に記載

→優先的にチェックしてほしい箇所を「赤囲い」で明示

✓ バリアフリー整備の手法を体系的に整理した資料の作成(参考資料-3)

→優先的に取り組んでほしい事項を中心に作成

→「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計集」より抜粋・加工して作成

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について(令和8年3月時点)

項目	目標値 (目標設定)	目標年次	
基本方針①(基本構想の事業評価)			
1.特定事業の進捗率	100%	2034年度 (令和16年度)	➡ 整備時期を定めた事業(61事業)について進捗率を提示
2.「継続して実施」事業の 整備箇所数	10箇所以上/年	2034年度 (令和16年度)	➡ 継続して実施(318事業)の内、公道70路線の事業を対象に 整備箇所数を提示
3.新たに設定した特定事業	1回以上/年 (協議会等で報告)	-	➡ 継続協議の事業(77事業)や新たに特定事業に設定する事業を 協議会等で報告

表:特定事業数の内訳 ※「追加した事業数」は策定時(R7.7月)以降に追加した事業数を掲載

事業数の内訳 特定事業の種類	特定事業						特定事業外	
	令和11年度を目標に実施		令和16年度を目標に実施		継続して実施		継続協議	
	事業数(R8.3)	追加した事業数	事業数(R8.3)	追加した事業数	事業数(R8.3)	追加した事業数	事業数(R8.3)	追加した事業数
1.公共交通特定事業	3	(2)	5	-	90	(2)	45	-
2.道路特定事業	26	(2)	19	(2)	195	-	30	-
3.路外駐車場特定事業	15	(2)	0	-	16	(2)	2	-
4.都市公園特定事業	13	(13)	0	-	14	(14)	9	(9)
5.建築物特定事業	7	(6)	2	(2)	24	(23)	4	(4)
6.交通安全特定事業	0	-	0	-	18	-	0	-
7.教育啓発特定事業	0	-	0	-	0	-	0	-
合計	64	(25)	26	(4)	359 70路線	(41) -	90	(13)

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

① 生活関連経路 (滋賀国道事務所)

(重点整備地区) JR石山駅・京阪石山駅周辺地区

施設名	一般国道1号(石山)	実施主体	滋賀国道事務所		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備				
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●		
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良		●		

① 生活関連経路 (大津市 道路・河川管理課)

(重点整備地区) JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

施設名	市道中4004号線	実施主体	大津市道路・河川管理課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備				
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●			

① 生活関連経路 (大津市 道路・河川管理課)

(重点整備地区) JR瀬田駅周辺地区

施設名	市道幹1057号線	実施主体	大津市道路・河川管理課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	案内情報の充実				
	エレベーター等の案内看板の設置	●			

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(滋賀県 河港管理室)

(重点整備地区) JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

施設名	大津港旅客ターミナル	実施主体	大津土木事務所 滋賀県 河港管理室		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改修	●			
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図案内板等)	●			
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設(滋賀県 河港管理室)

(重点整備地区) JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

施設名	大津港駐車場	実施主体	大津土木事務所 滋賀県 河港管理室		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改修	●			
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図案内板等)	●			
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設 (大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

施設名	大津湖岸なぎさ公園(大津)	実施主体	大津市 公園緑地課		
整備項目		令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の明示	●			
	優先駐車区画の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設 (大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

施設名	長等公園	実施主体	大津市 公園緑地課		
整備項目		令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
ソフト面の対応					
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

施設名	大津湖岸なぎさ公園(膳所)	実施主体	大津市 公園緑地課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
	整備項目				
	園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保				
	園路の段差の改善			●	
	園路の防滑対策			●	
	車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保				
	障害者等用駐車区画の明示	●			
	優先駐車区画の設置				●
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

施設名	におの浜ふれあいスポーツセンター	実施主体	大津市 公園緑地課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
	整備項目				
	駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保				
	視覚障害者用誘導ブロックの補修			●	
	障害者の特性に応じた案内情報の設置				
	案内情報の設置	●			
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区

施設名	皇子が丘公園	実施主体	大津市 公園緑地課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
	整備項目				
	駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保				
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
	駐車場の段差解消	●			
	ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものへ改良				
	トイレの改修(洋式化)	●			
	インクルージブ遊具の設置				●
	車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保				
	障害者等用駐車区画の設置	●			
	障害者等用駐車区画の明示	●			
	障害者の特性に応じた案内情報の設置				
	案内情報の設置(電光掲示板・触知図案内板等)	●			
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区

施設名	皇子が丘公園体育館	実施主体	大津市 公園緑地課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保					
	通路の有効幅員の確保(車止め)				●
	スロープの改良(手摺・有効幅員)				●
	通路の段差解消(グレーチング)				●
ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものへ改良					
	トイレの改修(洋式化)	●			
ソフト面の対応					
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区

施設名	皇子山総合運動公園	実施主体	大津市 公園緑地課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保					
	出入口の段差解消(石畳)				●
障害者の特性に応じた案内情報の設置					
	案内情報の設置(電光掲示板・触知図案内板等)	●			
ソフト面の対応					
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区

施設名	近江神宮外苑公園	実施主体	大津市 公園緑地課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	障害者の特性に応じた案内情報の設置				
	オストメイトの表示の修正	●			
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設(大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR石山駅・京阪石山駅周辺地区

施設名	大津湖岸なぎさ公園(石山)	実施主体	大津市 公園緑地課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものへ改良				
	障害者等用駐車区画の明示	●			
	園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保				
	園路の段差の改善			●	
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設 (大津市 公園緑地課)

(重点整備地区) JR瀬田駅周辺地区

施設名	一里山公園緑のふれあいセンター	実施主体	大津市 公園緑地課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
	整備項目				
	駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保				
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
	ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものへ改良				
	トイレの改修(洋式化)	●			
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

施設名	逢坂市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
整備項目		令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物環境の整備					
	手すりの設置・改良		●		
駐車場の整備					
	障害者等用駐車区画の改善	●			
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

施設名	中央市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
整備項目		令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物環境の整備					
	スロープの改善		●		
駐車場の整備					
	障害者等用駐車区画の改善	●			
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設 (大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

施設名	平野市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設 (大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区

施設名	長等市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR石山駅・京阪石山駅周辺地区

施設名	晴嵐市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
建物環境の整備					
	床材の防滑対策				●
	エレベーターの改修	●			
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設(大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR瀬田駅周辺地区

施設名	瀬田北市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
駐車場の整備					
	優先駐車区画の設置				●
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR瀬田駅周辺地区

施設名	瀬田市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
建物環境の整備					
	床材の防滑対策				●
駐車場の整備					
	障害者等用駐車区画の改善	●			
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

② 生活関連施設(大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR瀬田駅周辺地区

施設名	瀬田東市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
整備項目					
駐車場の整備					
	優先駐車区画の設置				●
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設(大津市 自治協働課)

(重点整備地区) JR北小松駅周辺地区

施設名	小松支所	実施主体	大津市 自治協働課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

(重点整備地区) JR志賀駅周辺地区

施設名	木戸市民センター	実施主体	大津市 自治協働課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

施設名	木戸交流センター	実施主体	大津市 自治協働課		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
ソフト面の対応					
	適正利用の情報発信や啓発等			●	
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

1 バリアフリー基本構想(令和7年度～令和16年度)の 特定事業について

(3) 特定事業の追加について

② 生活関連施設 (大津市 都市魅力創造課)

(重点整備地区) JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

施設名	旧大津公会堂	実施主体	大津市 都市魅力創造課		
			令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施
	整備項目				
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●			
駐車場の整備					
	障害者等用駐車区画の明示	●			
ソフト面の対応					
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

2 バリアフリーマップについて

(1) バリアフリーマップの作成について

- ✓ 「大津市移動等円滑化促進方針(P40)」に基づき
バリアフリーマップを作成

バリアフリーマップの作成に向けた検討事項

- ✓ 必要な情報(必要に応じて追加)
掲載する情報量の検討、必要な情報の選定等
- ✓ 文字のフォント等
見やすい文字のフォントや大きさ
- ✓ バリアフリーマップに使用する配色
カラーユニバーサルデザインに配慮
- ✓ 図や写真の有効活用(必要に応じて追加)
分かりやすいイラストやアイコンを使用、写真の検討
- ✓ バリアフリーマップの形状
様々な人が持ち歩くことを想定した形状



利用者の意見を反映しながら作成




▶▶▶ バリアフリーマップが作成されていないと…

<利用者>

- ✓ 訪れたい施設の出入口に来てみたら段差があって進めなかった
- ✓ 移動経路上のどこに利用可能なトイレがあるか分からないので外出が不安
- ✓ 事前に情報を収集する際に、目的地までに経路する施設ごとに必要な情報を確認しなければならないため、時間と手間がかかる

<施設管理者など>

- ✓ 合理的配慮を含む利用者からの問い合わせが発生し、すぐに対応ができない



▶▶▶ バリアフリーマップが作成されていれば…

<利用者>

- ✓ さまざまな人が、外出前や外出先で、必要な情報を施設ごとに検索しなくても効率的に入手できる
- ✓ 安心して外出ができるようになり、社会参加につながる

<施設管理者など>

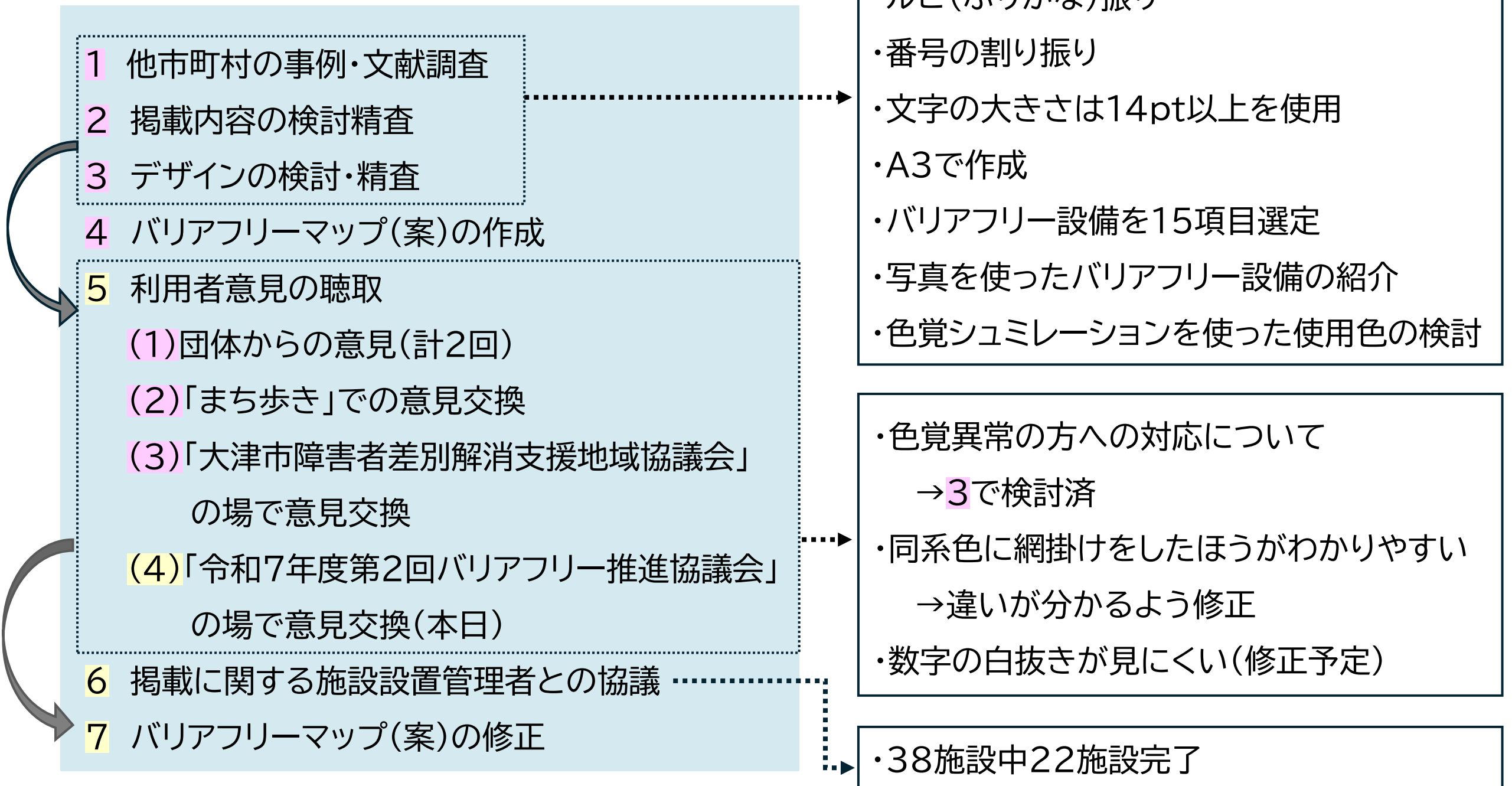
- ✓ まちのバリアフリー化の進捗が把握できるようになり、バリアフリー化が促進
- ✓ マップ作成の協働を通じて、利用者・事業者・自治体の連携体制が構築できる
- ✓ バリアフリー意識が向上する

みんなで作るバリアフリー作成マニュアル
(国土交通省HP引用)

2 バリアフリーマップについて

(2) バリアフリーマップの進捗について(参考資料-4)

バリアフリーマップ作成の流れ(ピンク:完了、黄色:未完了)



2 バリアフリーマップについて

(3) 情報提供における今後の課題について

バリアフリーマップの作成を通して得られた、これからの情報提供に関する知見と課題の整理

(知見)

- ✓ 紙媒体は準備必要がなく情報を得られる
- ✓ 紙媒体は来訪者に対して容易な情報提供を可能にできる

(課題)

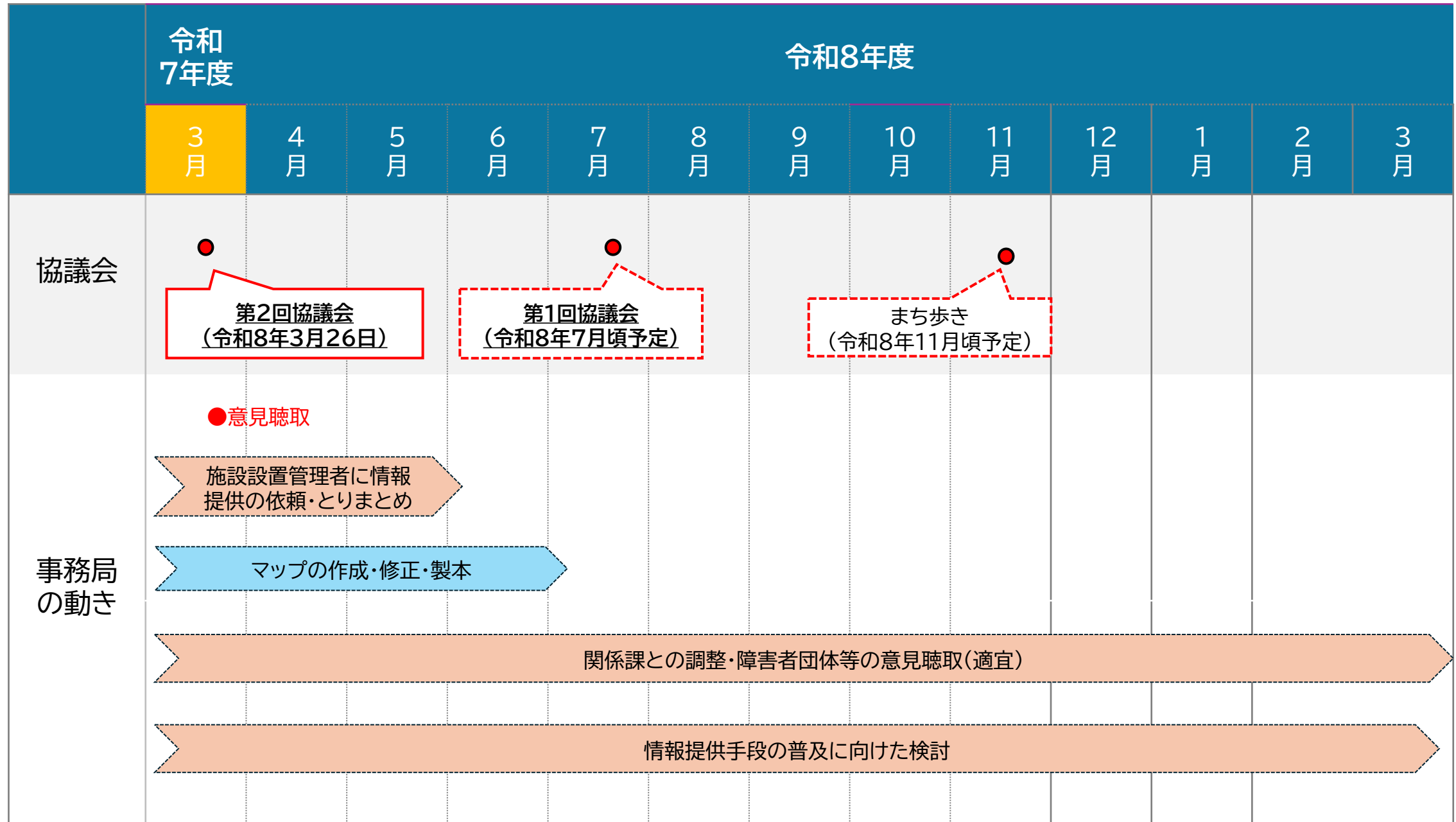
- ✓ 特性に応じて必要な情報と伝達手段が異なるため、情報量が多くなる
- ✓ 紙媒体を利用した提供手法では、特性によって情報を取得できないことや情報量に限界がある等課題を感じた
- ✓ マップの更新等、定期的な更新に対して時間を要する
- ✓ バリアフリー設備の情報提供を行っている施設もあるが、対象や表現に統一性がない部分もある



- 特性に応じた情報伝達手段の研究を深め、活用には有効な情報収集が必要
→ アイナビ・ナビレンズ・ユニボイス・shikai・高度化ピクス・oko等(大津視覚障害者協会より情報提供)
- 利用者が必要としている情報の把握と蓄積
- 統一した表現での情報提供(サインやピクトグラムも含む)
- 効果的・効率的な情報収集の仕組みづくり

3 今後のスケジュールについて

(1) 今後のスケジュール (案)



バリアフリー計画についての資料(P1~P5)

●大津市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)

→市全域のバリアフリー化に関する指針等

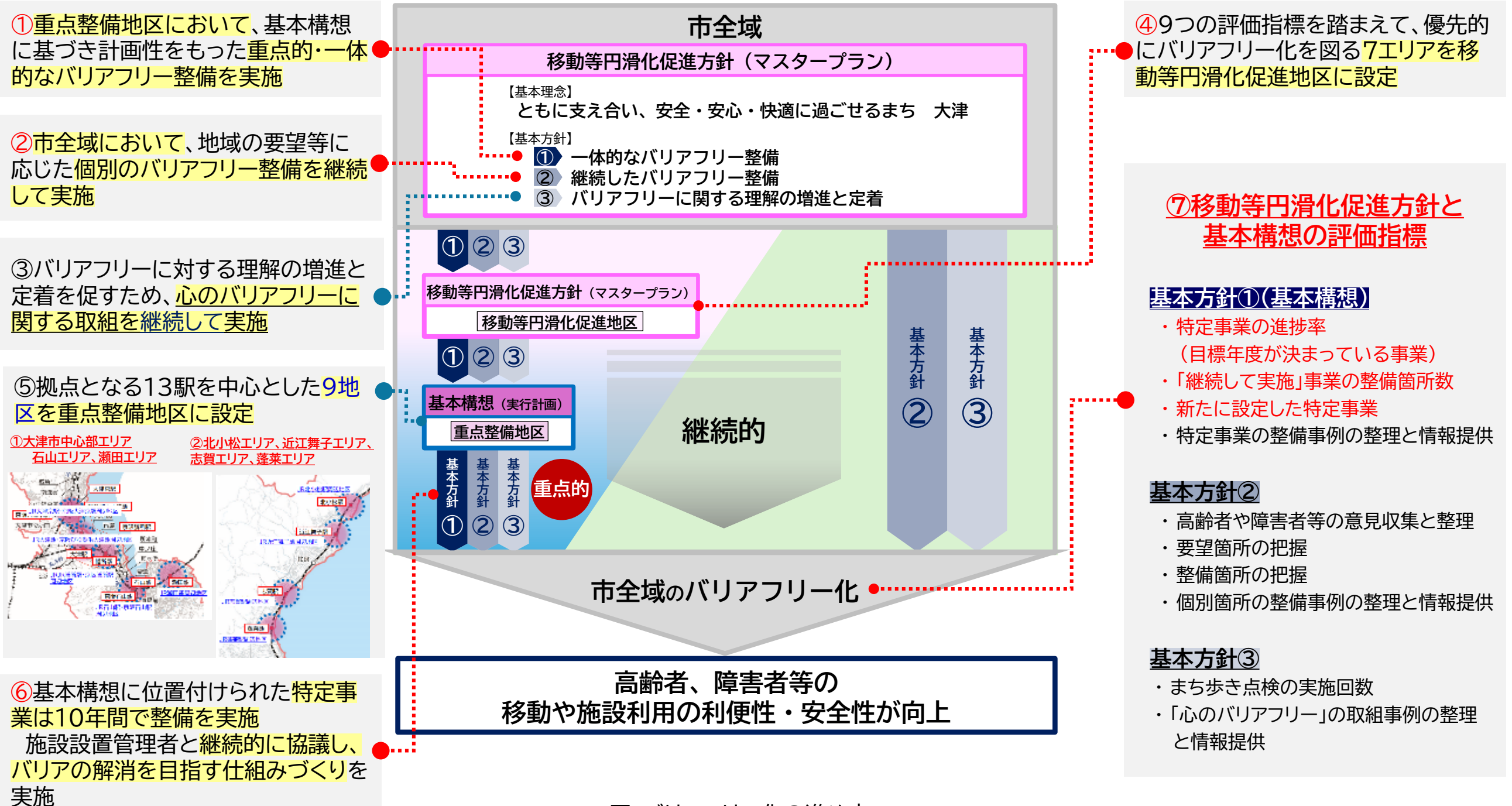
●大津市バリアフリー基本構想(実行計画)

→重点整備地区に設定したエリアにおいて生活関連施設や生活関連経路の具体的な事業を位置付けた計画(9地区)

●心のバリアフリー

→令和2年の改正バリアフリー法等を踏まえ、取組の拡充された。
ソフト面の取組について特定事業の設定が可能となった。

(1) 促進方針と基本構想のまとめ



図：バリアフリー化の進め方

(2) 主なポイント

① 市全域のバリアフリー化の指針となる「大津市移動等円滑化促進方針」を策定

策定前	策定後
大津市バリアフリー基本構想(2011年(H22)～2024年(R6))	大津市移動等円滑化促進方針(2025年(R7)～2034年(R16)) 大津市バリアフリー基本構想(2025年(R7)～2034年(R16))

② 重点整備地区を2地区から9地区に追加

改定前	改定後
JR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区	JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区
JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区	JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区
	JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区
	JR石山駅・京阪石山駅周辺地区
	JR瀬田駅周辺地区
	JR北小松駅周辺地区
	JR近江舞子駅周辺地区
	JR志賀駅周辺地区
	JR蓬莱駅周辺地区

(2) 主なポイント

③ 大津市移動等円滑化促進方針で「心のバリアフリー」の考え方や取組事例を明示

策定前		策定後
-	➡	「心のバリアフリー」について行政・施設設置管理者等・市民の役割について記載
「心のバリアフリー」の取組事例等について記載		「心のバリアフリー」の取組事例等について記載
-		バリアフリーマップの作成について記載
-		多様な情報提供手段の普及について記載

④ 大津市バリアフリー基本構想で特定事業の設定の考え方を明示

改定前		改定後
事務局で施設の課題を調査し、特定事業を提案	➡	各施設設置管理者が自ら施設の課題を調査し、特定事業を検討 (必要に応じて事務局がサポート)
整備手法や範囲、費用等の協議が不十分な事業もあった		整備手法や範囲、費用等を踏まえ 実現可能な事業 を特定事業に設定
ソフト面の事業は特定事業に 設定していない		ソフト面の事業も特定事業に 設定可能(教育啓発特定事業の追加)





⑤ その他

- ・届出制度を記載(旅客施設(駅や港)と道路の結節点(接続している箇所)の形状変更(改修等)する際は、事務局への届出を義務付け)
- ・準生活関連経路(安全対策を中心とした整備を行う道路)を設定

(3)心のバリアフリーについて

バリアフリーについて

バリアフリーとは、高齢者や障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、大きく4つのバリアがあると言われています。

<p>物理的なバリア</p>  <p>公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。</p>	<p>文化・情報面でのバリア</p>  <p>情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。</p>
<p>制度的なバリア</p>  <p>社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。</p>	<p>意識上のバリア</p>  <p>周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのこと。</p>

大津市では、このようなバリアをなくすため、バリアフリーの法律に基づき、平成23年3月に「大津市バリアフリー基本構想」を作成し、「JR 大津駅・京阪びわこ浜大津駅」周辺と「JR 膳所駅・京阪膳所駅」周辺の2地区を重点整備地区に位置付け、バリアフリー化の取組を進めてきました。

心のバリアフリーについて

様々な特性を持った方がより安心して日常生活や社会生活を送るには、施設整備(ハード面)だけではなく、様々な特性による困難を理解し認識することが重要と考えております。こうした、「正しい理解」や「意識の醸成」等を広く浸透させていくことが、心のバリアフリーにつながります。

大津市は、「心のバリアフリー」の取組を推進するため、「バリアフリーに関する理解の増進と定着」を基本方針として定め、ソフト面の取組も積極的に進めていきます。

心のバリアフリーの取組(例)

 <p>バリアフリー教室の開催</p>	 <p>まち歩き点検の実施</p>
 <p>シンポジウム・セミナーの開催</p>	 <p>広報・啓発活動</p>

特定事業の設定に関する資料 (P6~P10)

- 特定事業の設定については施設設置管理者と協議し、掲載内容等の同意を得た後、計画に位置付け。
 - 事務局は各施設とバリアフリー化に向けた考え方を共有し、**特定事業を増やす**ことでバリアフリー化を図る。そのために**施設の課題整理や、解決手法の提案**等の支援を行う
- 特定事業に設定した事業は実施の義務が課せられる。
 - **実施可能な段階**で、特定事業に設定することとした。
- 新たに設定した特定事業は協議会で報告。
 - 報告のイメージはP9、P10を参照。

特定事業の設定手順について

特定事業の設定手順		
施設設置管理者	事務局(大津市)	取組内容
STEP1 バリアフリー整備に向けた 考え方の共有	バリアフリー整備に向けた 考え方の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに係る計画の説明 ・利用者の視点を整理した資料等の提供 ・バリアフリー化に向けた課題の聞き取り ・バリアフリーチェックの依頼 等
STEP2 バリアフリーチェックの実施 カルテの作成等		<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートの作成、提供 ・バリアフリーチェックの支援(必要に応じて) ・カルテの作成等支援(必要に応じて) 等
STEP3 特定事業計画の作成等 (整備内容の検討等)		<ul style="list-style-type: none"> ・整備手法を整理した資料などの提供等 (ソフト面の取組も含む)
STEP4 特定事業の掲載内容等の協議	特定事業の掲載内容等の協議	
特定事業の設定(計画に位置付け)		

特定事業について(R7.6月時点)

項目	目標値 (目標設定)	目標年次	
基本方針①(基本構想の事業評価)			
1.特定事業の進捗率	100%	2034年度 (令和16年度)	➡ 整備時期を定めた事業(61事業)について進捗率を提示
2.「継続して実施」事業の整備箇所数	10箇所以上/年	2034年度 (令和16年度)	➡ 継続して実施(318事業)の内、公道70路線の事業を対象に整備箇所数を提示
3.新たに設定した特定事業	1回以上/年 (協議会等で報告)	-	➡ 継続協議の事業(77事業)や新たに特定事業に設定する事業を協議会等で報告

表:特定事業数について ※「追加した事業数」は策定時(R7.3)以降に追加した事業数を掲載

事業数の内訳 特定事業の種類	特定事業						特定事業外	
	令和11年度を目標に実施		令和16年度を目標に実施		継続して実施		継続協議	
	事業数(R7.6)	追加した事業数	事業数(R7.6)	追加した事業数	事業数(R7.6)	追加した事業数	事業数(R7.6)	追加した事業数
1.公共交通特定事業	1	-	5	-	88	-	45	-
2.道路特定事業	24	(4)	17	-	195	(5)	30	(8)
3.路外駐車場特定事業	13	-	0	-	16	-	2	-
4.都市公園特定事業	0	-	0	-	0	-	0	-
5.建築物特定事業	1	(1)	0	-	1	(1)	0	-
6.交通安全特定事業	0	-	0	-	18	-	0	-
7.教育啓発特定事業	0	-	0	-	0	-	0	-
合計	39	(5)	22	-	318 70路線	(6) (2路線)	77	(8)

特定事業の追加について(例示)

①生活関連経路

施設名	名称	実施主体	名称		
	取組項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保				
	歩道の設置、拡幅	●			
	適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備				
	適切な勾配に改良	●			
	段差の改善(補修)			●	
	防滑対策	●			
	連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備				
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●			
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●	

②生活関連施設

施設名	名称	実施主体	名称		
	整備項目	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
	駐車場の整備				
	優先駐車区画の設置	●			
	ソフト面の対応				
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)			●	

参考資料 (P11~P18)

- 施設改修のイメージ
- 適正利用の啓発に関する資料
- 職員研修・合理的配慮に関する資料

(参考資料)施設改修のイメージ

国土交通省「誰もが利用しやすいお店を作ろう」パンフレット(一部編集)

施設のバリアフリーについて

施設のバリアフリーは、施設毎に特有の要素や事情(施設規模・用途・財政面の負担等)があるため、整備に対する意向や優先度、整備手法が異なると想定しております。そのため、バリアフリー整備に関する意向を把握し、情報共有を図ることが重要と考えております。利用者等の意見を踏まえて、本市としては赤点線で囲んだ箇所を優先的に整備することが望ましいと考えております。(下図のとおり)

○施設のバリアフリーの考え方

- トイ、駐車場、案内設備を優先的に対策
 - 使いたいときに使える環境にしていくことが重要である。
 - (例:優先駐車区画も併せて整備。トイレ機能の分散。)
- 障害の特性に応じた整備
 - 誰もが利用できるということが重要である。
 - 施設整備での対応が難しい場合は、人的対応等も検討(合理的配慮の提供など)

サービス店舗のイメージ

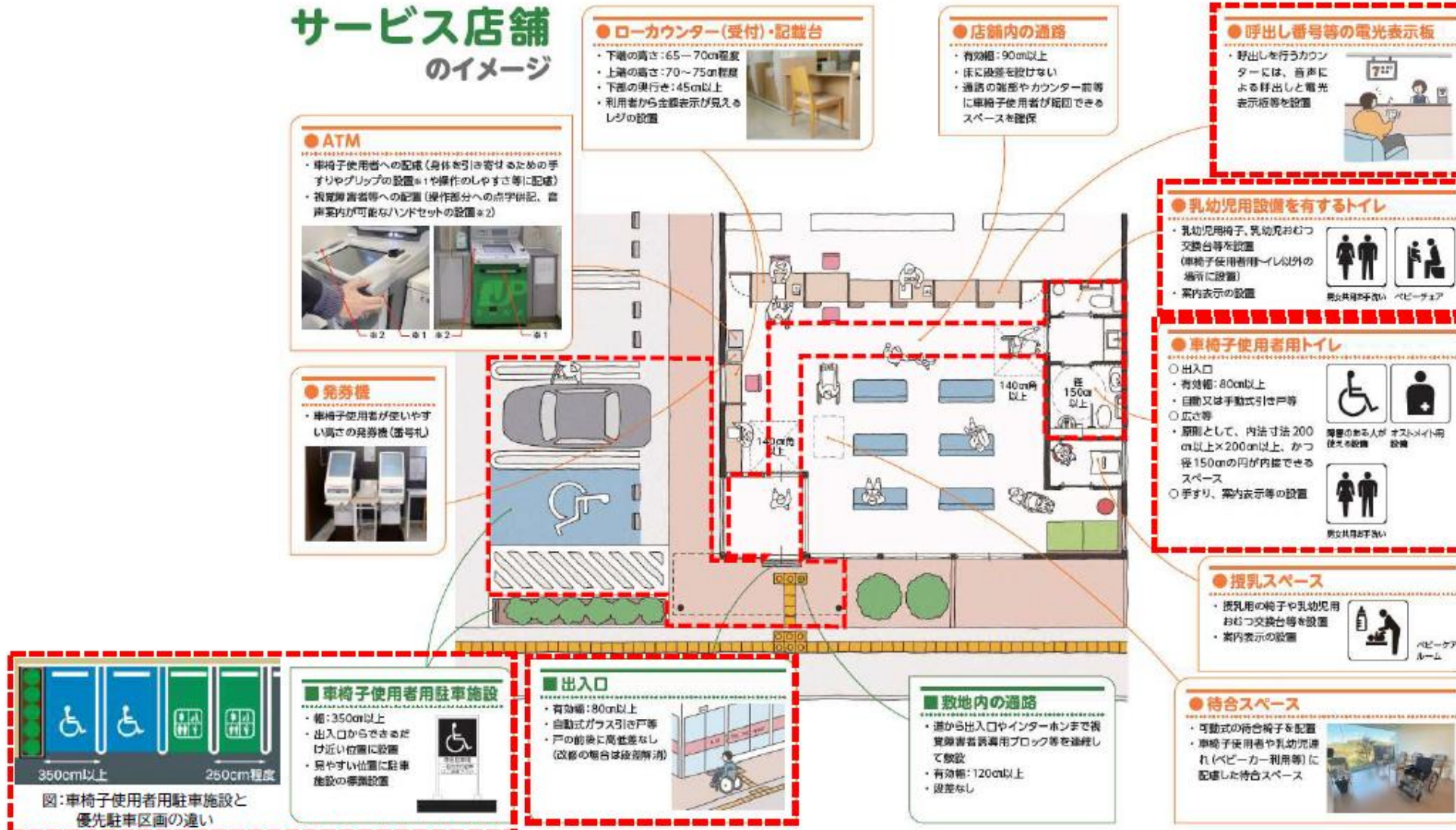


図:車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の違い

(参考資料)適正利用の啓発に関するポスター

国土交通省「高齢者障害者用施設の適正利用推進キャンペーンポスター」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html

国土交通省HP ホーム > 政策・仕事 > 総合政策 > バリアフリー > パンフレット・リーフレット



○高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーンポスター(2024年度)

【概要】

高齢者障害者用施設等(バリアフリートイレ、車椅子使用者駐車施設、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等)の適正な利用を呼び掛けるためのポスター・チラシです。

※バリアフリートイレ、車椅子使用者駐車施設については、表面印刷でポスター、両面印刷でチラシとしてご活用いただけます。

(参考資料)職員研修について

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課の取組

・出前講座

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai-fukushi/338050.html>)

障害の理解のための出前講座

～障害を知り、共に生きる～

障害当事者や障害者支援の専門家
を講師として派遣します！

無料

障害の理解のための出前講座とは？

「障害って何？」、「障害のある人とどのように接すればいいの？」という疑問はありませんか？障害について理解するため、企業、学校、自治会、こども会などのイベントや研修会、講演会などに、専門家を無料で派遣します。お気軽に御利用ください。

出前講座の内容例

- ・障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の解説等
- ・様々な障害の説明
- ・視覚・聴覚障害者等への接し方
- ・障害者への接客について 等

講座の実施時間は
30分から2時間程
度で調整します

「無料で学ぶことができます！」

- ・講師が御希望の場所に伺い、わかりやすくお話をさせていただきます。
- ・場所・時間は自由に選ぶことが可能です。(ただし、会場にかかる経費は申込者の負担とさせていただきます。)

申込み・問合せ

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 共生推進・障害認定係
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3542 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 宛

枠線内を記入のうえ、本紙のみを E-Mail または FAX で送信して下さい。

E-Mail : ec0006@pref.shiga.lg.jp FAX : 077-528-4853

障害の理解のための出前講座 申込書

申込日： 年 月 日	
依頼者	団体名：
	担当者：
	TEL： FAX：
	E-Mail：
講演場所	施設名：
	住所：
	機材： <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクタ <input type="checkbox"/> パソコン (PowerPoint)
	駐車場： <input type="checkbox"/> あり () 台 <input type="checkbox"/> なし
希望日時	第1希望： 月 日 () 時 分 ~ 時間： 分
	第2希望： 月 日 () 時 分 ~
	第3希望： 月 日 () 時 分 ~
対象者	() 人 予定
備考	※講座開催に当たり配慮すべき事項等がありました記入してください。

- (注) 1. 詳細についてお聞きしますので、必ず連絡先をご記入ください。
2. 本様式の電子データは、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

※ 必要に応じて、ご相談ください。

問合せ先
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
共生推進・障害認定係
TEL : 077-528-3542 (直通)
FAX : 077-528-4853
メール : ec0006@pref.shiga.lg.jp

(参考資料)合理的配慮について

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課の取組

合理的配慮の提供に係る費用の補助

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaifukushi/338050.html>)

障害を理由とする差別の解消に向けた

合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

滋賀県では、令和元年10月から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」により、すべての県民、事業者のみならず障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。誰もが暮らしやすいまちにするために、この助成事業をぜひご活用ください。

1 制度を利用できる団体

- ①お店など民間の事業者
- ②自治会など地域の団体
- ③サークルなどの民間団体



2 助成の対象となるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。
上限額の範囲内で、費用の1/2を助成します。



3 助成制度利用の流れ



※予算がなくなり次第終了となりますので、申請はお早めをお願いします。

《お問い合わせ》

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係

TEL : 077-528-3542

FAX : 077-528-4853

E-mail : ec0006@pref.shiga.lg.jp



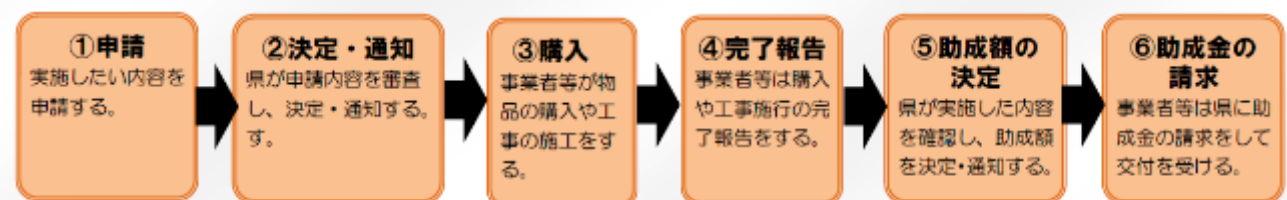
▲HPIはこちらから

2 助成の対象となるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。
上限額の範囲内で、費用の1/2を助成します。



3 助成制度利用の流れ



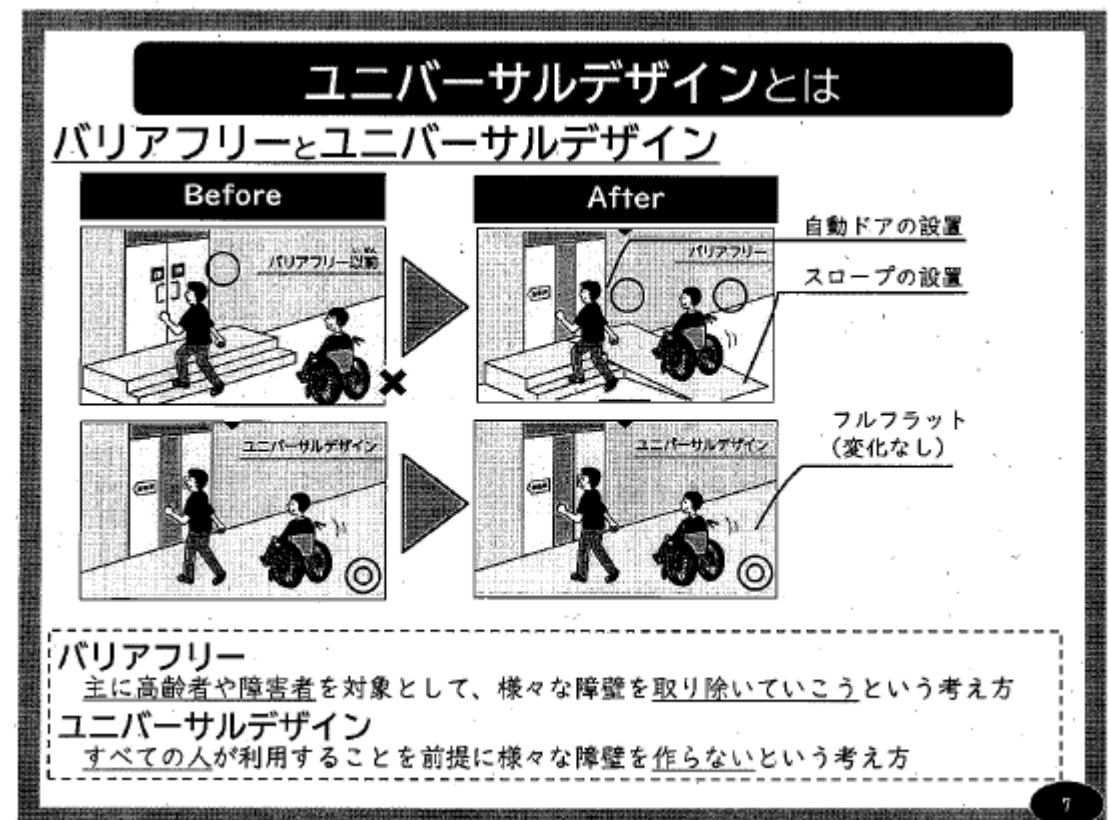
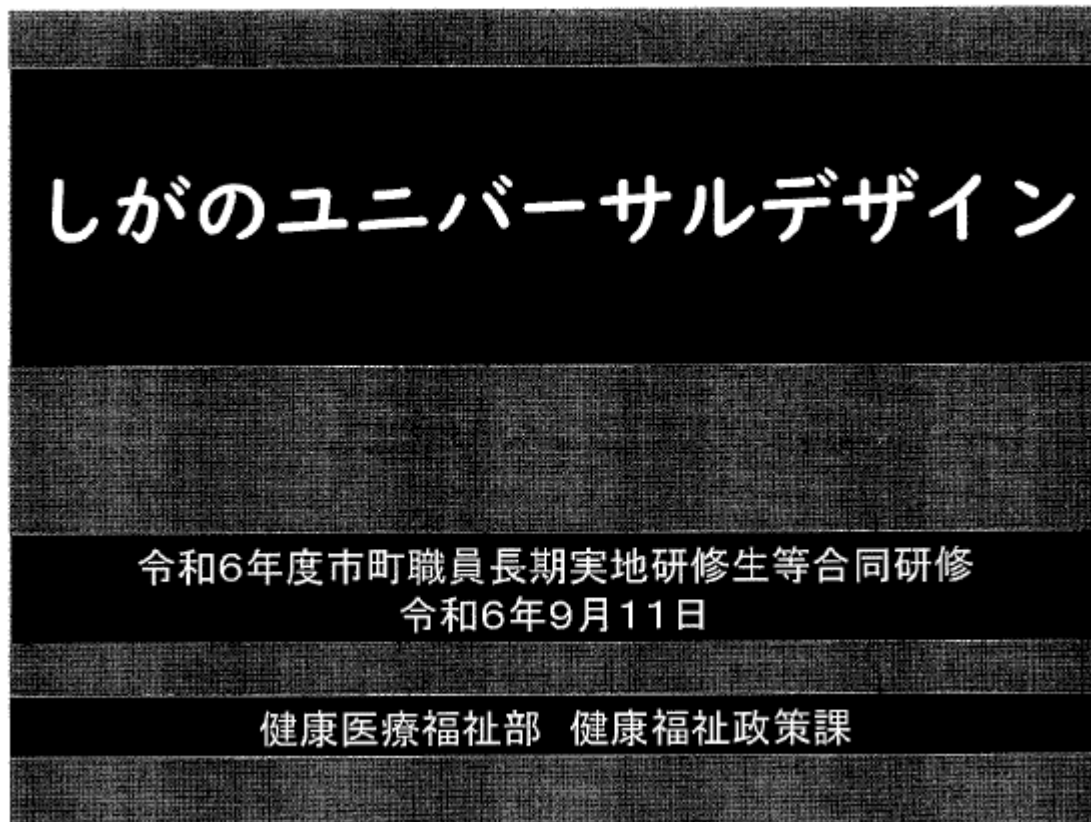
※予算がなくなり次第終了となりますので、申請はお早めをお願いします。

(参考資料)職員研修について

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課の取組

・出前講座

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/338050.html>)



(参考資料)職員研修について

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課の取組

・UD製品の貸出

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaifukushi/338050.html>)

(3)ユニバーサルデザイン普及啓発物の貸出

ユニバーサルデザインについて学び、実際に見たり触れたりする機会としていただくため、学習会や展示コーナーなどで利用するためのUD製品を貸し出いたします。

(例)文房具、食器、キッチングッズなど



<掲載箇所>

●HP

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ud/torikumi/index.html>

貸出製品の例



展示コーナーなどに



UD製品例



UD製品例



UD製品例

参考資料-2 調査チェックリスト(施設)(R8.3更新)(案)

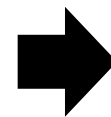
更新前

更新後

※赤囲み部分を中心にバリアフリーチェックを実施ください。

区分	チェック項目	可否	備考	
駐車場	① 車いす使用者用駐車施設を設けているか		(数:)	
	② 車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上取られているか			
	③ 車いす使用者用駐車施設は、建物の出入口に近い部分に設けられているか			
駐車場～出入口	① 車いす使用者用駐車場から出入口まで、雨にぬれずに行くことができるか			
	② 車いす使用者用駐車場から出入口まで、段差なく移動することができるか			
出入口	① 戸を設けている場合、自動ドア、または車いす使用者が容易に開閉して通行できるドアになっているか			
	② 車いす使用者等と横向きの人がすれ違える十分な幅があるか(80cm以上)			
	③ 段差がある場合、傾斜路が併設されているか			
	④ 点状ブロックが設置されているか □出入口 □階段 □傾斜路			
出入口～受付	廊下	① 表面は滑りにくい材質であるか		
		階段	① 階段に手すりが設置されているか □片側 □両側 □1段手すり □2段手すり	
			② 手すりの端部に点字表記があるか	
	傾斜路	③ 主たる階段は、回り階段になっていないか		
		④ 点状ブロックが設置されているか □階段の前後 □階段の踊り場		
		① 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜のある部分には、手すりが設置されているか		
			② 表面は滑りにくい材質であるか	
			③ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できる	
			④ 点状ブロックが設置されているか □傾斜の前後 □傾斜路の踊り場	
		出入口～主要な部屋	廊下	① 表面は滑りにくい材質であるか
	階段			① 階段に手すりが設置されているか □片側 □両側 □1段手すり □2段手すり
			② 手すりの端部に点字表記があるか	
③ 主たる階段は、回り階段になっていないか				
傾斜路	④ 点状ブロックが設置されているか □階段の前後 □階段の踊り場			
	① 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜のある部分には、手すりが設置されているか			
			② 表面は滑りにくい材質であるか	
			③ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できる	
			④ 点状ブロックが設置されているか □傾斜の前後 □傾斜路の踊り場	

- 凡例
- 適合
 - △ 一部適合外有
 - × 適合外
 - 該当施設なし



該当施設	チェック項目	評価	備考
駐車場	① 車いす使用者用駐車施設を設けているか		
	② 車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上か		
	③ 車いす使用者用駐車施設は、建物の出入口に近い部分に設けられているか		
	④ 優先駐車区画を設けているか		(数:)
駐車場～出入口(玄関)	通路等	① 車いす使用者用駐車施設から出入口まで、雨にぬれずに行くことができるか	
		② 屋外の通路幅は120cm以上か(車いす使用者等と横向きの人がすれ違える幅)	
		③ 屋外の通路に不要な物は置いていないか ※通路の幅が狭くなるような不要物という視点で確認	
		④ 通路の表面は滑りにくい材質であるか	
		⑤ 車いす使用者用駐車施設から出入口まで、段差なく移動することができるか(段差2cmを以上の段差は車椅子単独で超えるのは困難)	
		⑥ 段差がある場合、傾斜路(スロープ)やエレベーターがあるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり	
		⑦ 傾斜路(スロープ)の勾配は適切か(約8%)	
		⑧ 階段がある場合、表面は滑りにくい材質であるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり	
		⑨ 視覚障害者用誘導(点字)ブロックが設置されているか □駐車場から出入口 □出入口 □階段 □傾斜路	
		⑩ インターホンが設置されているか □案内の表示有	
	戸	⑪ 戸は誰でも簡単に開けられるようになっているか(自動ドアや引き戸が望ましい) ※軽い力で開けられるかという視点で確認	
		⑫ 出入口の幅は80cm以上か(車いす使用者等が円滑に利用できるか)	
出入口(玄関)～受付・トイレ	通路等	① 屋内の通路幅は120cm以上か(車いす使用者等と横向きの人がすれ違える幅)	
		② 屋内の通路に不要な物は置いていないか ※通路の幅が狭くなるような不要物という視点で確認	
		③ 表面は滑りにくい材質であるか	
		④ 車いす使用者用駐車施設から出入口まで、段差なく移動することができるか(段差2cmを以上の段差は車椅子単独で超えるのは困難)	
	⑤ 段差がある場合、傾斜路(スロープ)やエレベーターがあるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
	⑥ 傾斜路(スロープ)の勾配は適切か(約8%)		
	⑦ 階段がある場合、表面は滑りにくい材質であるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
	⑧ 視覚障害者用誘導(点字)ブロックが設置されているか □駐車場から出入口 □出入口 □階段 □傾斜路		
出入口(玄関)～主要な部屋	通路等	① 屋内の通路幅は120cm以上か(車いす使用者等と横向きの人がすれ違える幅)	
		② 屋内の通路に不要な物は置いていないか ※通路の幅が狭くなるような不要物という視点で確認	
		③ 表面は滑りにくい材質であるか	
	④ 段差なく移動することができるか(段差2cmを以上の段差は車椅子単独で超えるのは困難)		
	戸	⑤ 段差がある場合、傾斜路(スロープ)やエレベーターがあるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり	
⑥ 階段がある場合、表面は滑りにくい材質であるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり			
⑦ 視覚障害者用誘導(点字)ブロックが設置されているか □通路 □階段 □傾斜路			
	⑧ 戸は誰でも簡単に開けられるようになっているか(自動ドアや引き戸が望ましい) ※軽い力で開けられるかという視点で確認		
	⑨ 出入口の幅は80cm以上か(車いす使用者等が円滑に利用できるか)		

- 凡例
- 適合・あり等
 - △ 一部適合外有
 - × 適合外・なし・不明
 - 該当施設なし

参考資料-2 調査チェックリスト(施設)(R8.3更新)(案)

更新前

更新後

※赤囲み部分を中心にバリアフリーチェックを実施ください。

区分	チェック項目	可否	備考	
出入口 ～ 便所	廊下	① 表面は滑りにくい材質であるか		
	階段	① 階段に手すりが設置されているか □片側 □両側 □1段手すり □2段手すり		
		② 手すりの端部に点字表記があるか		
		③ 主たる階段は、回り階段になっていないか		
		④ 点状ブロックが設置されているか □階段の前後 □階段の踊り場		
	傾斜路	① 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜のある部分には、手すりが設置されているか		
		② 表面は滑りにくい材質であるか		
		③ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できる		
		④ 点状ブロックが設置されているか □傾斜の前後 □傾斜路の踊り場		
	便所	① 車いすに対応したトイレがあるか		
② 出入口付近に、バリアフリートイレが設けられていることや、バリアフリートイレにある設備・機能が表示されているか				
③ 出入口の戸は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるか				
④ オストメイト用設備が設置されているか				
エレベーター	① 出入口の幅は80cm以上であるか			
	② 籠の奥行きは135cm以上であるか			
	③ 側板には手すりが設置されているか			
	④ 制御装置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されているか			
	⑤ 制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができるか			
	⑥ 籠内に、到着する階並びに昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置が設定されているか			
	⑦ 乗降ロビーは高低差がなく、幅と奥行きは150cm以上であるか			
受付・案内	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）			
	② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内により視覚障害者に示すための設備を設けているか			
	③ 高さや文字の大きさ、表示等は、見やすく理解しやすいものであるか			
	④ 点字による表示、又は音声その他の方法により、視覚障害者が利用しやすいものになっているか			
	⑤ 必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示になっているか			
	⑥ 受付に耳マーク、手話マーク、筆談マーク等を掲示し障害者への対応が可能となっているか。			

- 凡例
- 適合
 - △ 一部適合外有
 - × 適合外
 - 該当施設なし



該当施設	チェック項目	評価	備考
トイレ バリアフリートイレ	① 車いすに対応したトイレ(以下バリアフリートイレ)があるか		(数:)
	② 戸は誰でも簡単に開けられるようになっているか(自動ドアや引き戸が望ましい) ※軽い力で開けられるかという視点で確認		
	③ 出入口の幅は80cm以上か(車いす使用者等が円滑に利用できるか)		
	④ バリアフリートイレ内に手すりが設置されているか		
	⑤ バリアフリートイレ内での移動に支障となる物が置いてないか ※車いすの回転等ができるかという視点で確認		
	⑥ バリアフリートイレの表示やその中の案内図が設置されているか		
	⑦ バリアフリートイレが「使用中」であることがわかりやすいよう表示できているか		
	⑧ バリアフリートイレ内に非常用の呼び出しボタンはあるか		
	⑨ オストメイト用設備が設置されているか		(数:)
	⑩ おむつ交換台が設置されているか (トイレ以外の場所に設置されていても可)		(数:)
	⑪ 介助用ベッドが設置されているか (トイレ以外の場所に設置されていても可)		(数:)
一般 トイレ ・ その他	⑫ 一般便所に広めの洋式トイレが設置されているか		(数:)
	⑬ 乳幼児用のトイレが設置されているか		(数:)
エレベーター	① エレベーターは設置されているか		(数:)
	② 出入口の幅は80cm以上であるか		
	③ 籠の奥行きは135cm以上であるか		
	④ 側板には手すりが設置されているか		
	⑤ 制御装置(押しボタン等)は、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されているか		
	⑥ 制御装置(押しボタン等)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができるか		
	⑦ 籠内に、到着する階並びに昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置が設定されているか		
	⑧ 乗降ロビーは高低差がなく、幅と奥行きは150cm以上であるか		
案内に係る設備・その他	① 案内表示の配置や文字の大きさ、色など誰もが見やすいものになっているか(文字フォント14Pt以上)		
	② 案内表示の記載内容は誰もが理解しやすいものとなっているか ※難しい書き方になっていないか確認		
	③ かな、ローマ字、ピクトグラムや絵等による見やすい・わかりやすい表示になっているか		
	④ 視覚障害者に対する案内表示は適切に設置されているか(スロープに点字表記や出入口の音声案内等、主に点字や音声を使った案内)		
	⑤ 聴覚障害者に対する案内表示は適切に設置されているか(電光表示板や光警報装置など)		
	⑥ 受付に耳マーク、手話マーク、筆談マーク等を掲示し、支援の提供について利用者に周知できているか。		
	⑦ 掲示物の整理が適切におこなわれているか。 ※見やすくきれいに掲示されているか、期限が切れたものを掲示していないか等の視点		
	⑧ カームダウン室の設置をしているか		
●バリアフリーチェックやバリアフリー整備についてご意見があれば記載ください。			

施設名	#N/A	調査日
管理者名	#N/A	

※赤囲み部分を中心にバリアフリーチェックを実施ください。

該当施設		チェック項目	評価	備考
駐車場		① 車いす使用者用駐車施設を設けているか		
		② 車いす使用者用駐車施設の幅は、 350cm以上 か		
		③ 車いす使用者用駐車施設は、建物の出入口に近い部分に設けられているか		
		④ 優先駐車区画を設けているか		(数:)
駐車場 出入口(玄関)	通路等	① 車いす使用者用駐車施設から出入口まで、雨にぬれずに行くことができるか		
		② 屋外の通路幅は 120cm以上 か (車いす使用者等と横向きの人がすれ違える幅)		
		③ 屋外の通路に不要な物は置いていないか ※通路の幅が狭くなるような不要物という視点で確認		
		④ 通路の表面は滑りにくい材質であるか		
		⑤ 車いす使用者用駐車施設から出入口まで、段差なく移動することができるか(段差2cmを以上の段差は車椅子単独で超えるのは困難)		
		⑥ 段差がある場合、傾斜路(スロープ)やエレベーターがあるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
		⑦ 傾斜路(スロープ)の勾配は適切か(約8%)		
		⑧ 階段がある場合、表面は滑りにくい材質であるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
		⑨ 視覚障害者用誘導(点字)ブロックが設置されているか □駐車場から出入口 □出入口 □階段 □傾斜路		
		⑩ インターホンが設置されているか □案内の表示有		
	戸	⑪ 戸は誰でも簡単に開けられるようになっているか(自動ドアや引き戸が望ましい) ※軽い力で開けられるかという視点で確認		
	⑫ 出入口の幅は 80cm以上 か(車いす使用者等が円滑に利用できるか)			
出入口(玄関) 受付・トイ	通路等	① 屋内の通路幅は 120cm以上 か (車いす使用者等と横向きの人がすれ違える幅)		
		② 屋内の通路に不要な物は置いていないか ※通路の幅が狭くなるような不要物という視点で確認		
		③ 表面は滑りにくい材質であるか		
		④ 車いす使用者用駐車施設から出入口まで、段差なく移動することができるか(段差2cmを以上の段差は車椅子単独で超えるのは困難)		
		⑤ 段差がある場合、傾斜路(スロープ)やエレベーターがあるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
		⑥ 傾斜路(スロープ)の勾配は適切か(約8%)		
		⑦ 階段がある場合、表面は滑りにくい材質であるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
		⑧ 視覚障害者用誘導(点字)ブロックが設置されているか □駐車場から出入口 □出入口 □階段 □傾斜路		
出入口(玄関) 主要な部屋	通路等	① 屋内の通路幅は 120cm以上 か (車いす使用者等と横向きの人がすれ違える幅)		
		② 屋内の通路に不要な物は置いていないか ※通路の幅が狭くなるような不要物という視点で確認		
		③ 表面は滑りにくい材質であるか		
		④ 段差なく移動することができるか(段差2cmを以上の段差は車椅子単独で超えるのは困難)		
		⑤ 段差がある場合、傾斜路(スロープ)やエレベーターがあるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
		⑥ 階段がある場合、表面は滑りにくい材質であるか □両側手すり □片側手すり □2段手すり □1段手すり		
		⑦ 視覚障害者用誘導(点字)ブロックが設置されているか □通路 □階段 □傾斜路		
	戸	⑧ 戸は誰でも簡単に開けられるようになっているか(自動ドアや引き戸が望ましい) ※軽い力で開けられるかという視点で確認		
	⑨ 出入口の幅は 80cm以上 か(車いす使用者等が円滑に利用できるか)			

凡例

- 適合・あり等
- △ 適合外有
- × 適合外・なし・不明
- 該当施設なし

施設名	#N/A	調査日
管理者名	#N/A	

※赤囲み部分を中心にバリアフリーチェックを実施ください。

該当施設		チェック項目	評価	備考
トイレ	バリアフリー トイレ	① 車いすに対応したトイレ(以下バリアフリートイレ)があるか		(数:)
		② 戸は誰でも簡単に開けられるようになっているか(自動ドアや引き戸が望ましい) ※軽い力で開けられるかという視点で確認		
		③ 出入口の幅は80cm以上か(車いす使用者等が円滑に利用できるか)		
		④ バリアフリートイレ内に手すりが設置されているか		
		⑤ バリアフリートイレ内での移動に支障となる物が置いてないか ※車いすの回転等ができるかという視点で確認		
		⑥ バリアフリートイレの表示やその中の案内図が設置されているか		
		⑦ バリアフリートイレが「使用中」であることがわかりやすいよう表示できているか		
		⑧ バリアフリートイレ内に非常用の呼び出しボタンはあるか		
	⑨ オストメイト用設備が設置されているか		(数:)	
	⑩ おむつ交換台が設置されているか (トイレ以外の場所に設置されていても可)		(数:)	
	⑪ 介助用ベッドが設置されているか (トイレ以外の場所に設置されていても可)		(数:)	
一般 トイレ ・ その他	⑫ 一般便所に広めの洋式トイレが設置されているか		(数:)	
	⑬ 乳幼児用のトイレが設置されているか		(数:)	
エレベーター	① エレベーターは設置されているか		(数:)	
	② 出入口の幅は80cm以上であるか			
	③ 籠の奥行きは135cm以上であるか			
	④ 側板には手すりが設置されているか			
	⑤ 制御装置(押しボタン等)は、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されているか			
	⑥ 制御装置(押しボタン等)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができるか			
	⑦ 籠内に、到着する階並びに昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置が設定されているか			
	⑧ 乗降ロビーは高低差がなく、幅と奥行きは150cm以上であるか			
案内に係る設備 ・ その他	① 案内表示の配置や文字の大きさ、色など誰もが見やすいものになっているか(文字フォント14Pt以上)			
	② 案内表示の記載内容は誰もが理解しやすいものとなっているか ※難しい書き方になっていないか確認			
	③ かな、ローマ字、ピクトグラムや絵等による見やすい・わかりやすい表示になっているか			
	④ 視覚障害者に対する案内表示は適切に設置されているか(スロープに点字表記や出入口の音声案内等、主に点字や音声を使った案内)			
	⑤ 聴覚障害者に対する案内表示は適切に設置されているか(電光表示板や光警報装置など)			
	⑥ 受付に耳マーク、手話マーク、筆談マーク等を掲示し、支援の提供について利用者に周知できているか。			
	⑦ 掲示物の整理が適切におこなわれているか。 ※見やすくきれいに掲示されているか、期限が切れたものを掲示していないか等の視点			
	⑧ カームダウン室の設置をしているか			
●バリアフリーチェックやバリアフリー整備についてご意見があれば記載ください。				

参考資料-3 特定事業のメニュー(案)

設備詳細

建築物

事業対象の分類

1. ハード面

設備対象

(1) トイレ

(2) 上下移動

(3) 駐車場

(4) その他施設

2. ソフト面

(5) ソフト面の取組

取組内容の分類

① 貸出

② 人材育成(研修等)

③ 適正利用の啓発

④ 合理的配慮に向けた
サポート体制

⑤ バリアフリーチェック

① バリアフリートイレ

② 男性トイレ

③ 女性トイレ

④ 幼児用トイレ

① 駐車場

② 車椅子利用者用駐車区画

③ 優先駐車区画

① エレベーター

② エスカレーター

③ 階段

④ 段差解消機

① 出入口

② 乳幼児設備

③ 案内設備

④ 屋内の通路(廊下)

⑤ 執務室・居室
・店舗等

⑥ その他

1.ハード - (1)トイレ

赤マーカー・・・比較的容易に改修可能
 黄マーカー・・・大規模改修時に併せて改修することが望ましい



バリアフリートイレの写真

①バリアフリートイレ

ア. バリアフリートイレの整備(150cm(180cm)の円が内接できるスペース)

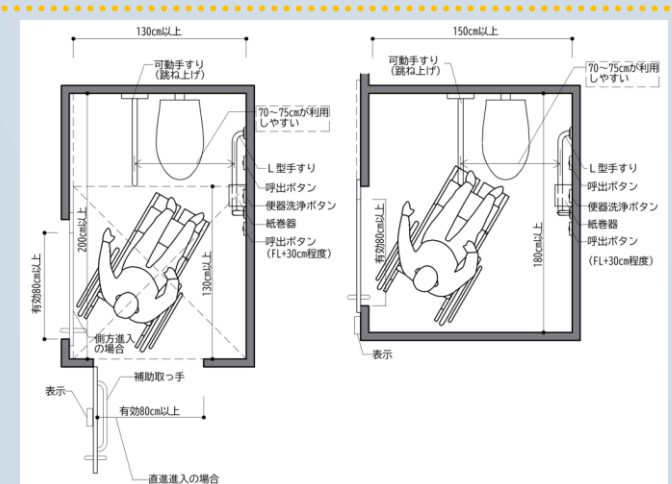
- イ. バリアフリートイレの改修……
- (ア)オストメイト設備の設置
 - (イ)おむつ交換台の設置
 - (ウ)ユニバーサルシートの設置
 - (エ)手すりの設置(車椅子の回転に支障がないよう)
 - (オ)表示看板の設置(使用に関する表示)
 - (カ)自動ドア・引き戸に改修
 - (キ)出入口の幅の改修(幅90cm以上が望ましい(80cmでも可))
 - (ク)その他(荷物掛けフック、手荷物台等)

②③男性トイレ・女性トイレ

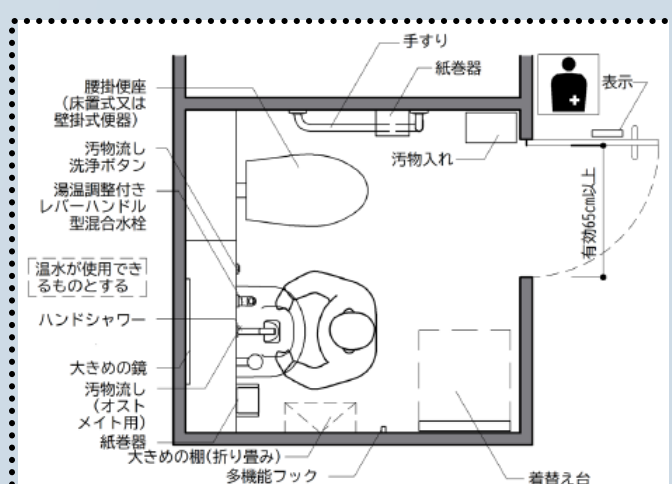
- ア. 和式トイレを洋式トイレに変更
- イ. おむつ交換台の設置
- ウ. ベビーチェアの設置
- エ. 便房のスペースを広げる
(車椅子が利用可能なスペース(130cm以上*150cm以上))
- オ. 手すりの設置
- カ. 出入口の幅の改修(幅90cm以上が望ましい(80cmでも可))

④幼児用トイレ

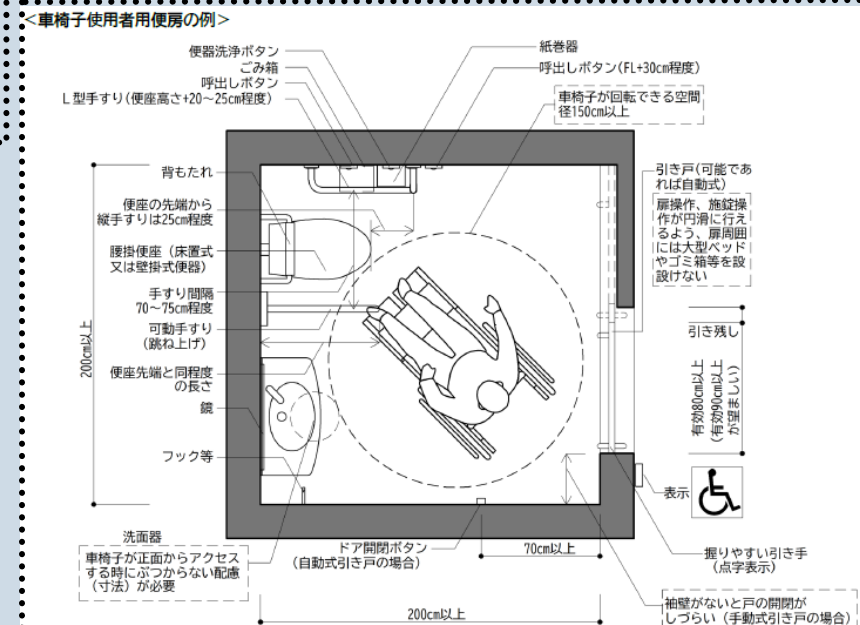
ア. 幼児用トイレの設置(スペースの確保・設備の設置)



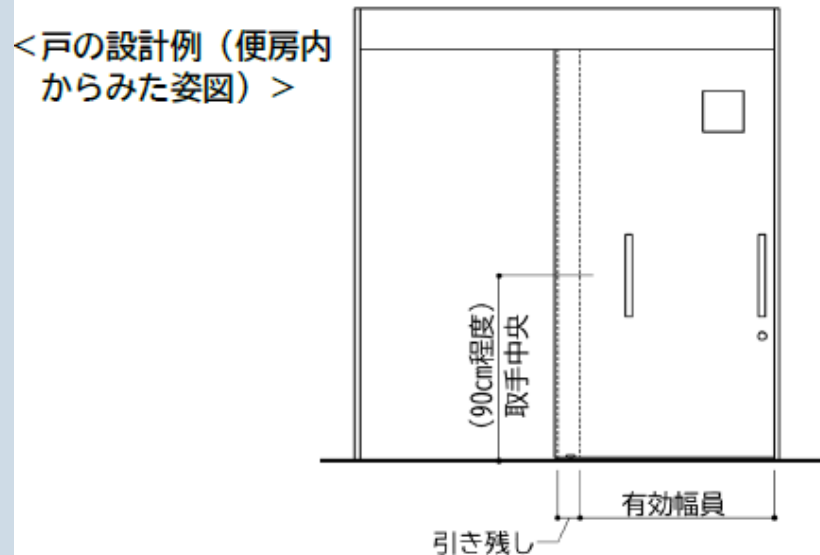
車椅子利用者が使える便房の設計例(②③-エ関連)



オストメイトの設計例(①-イ-(ア)関連)



バリアフリートイレの設計例(①-ア関連)



戸の設計例(①-キ、②-カ関連)

1.ハード - (2)上下移動

赤マーカー・・・比較的容易に改修可能
 黄マーカー・・・大規模改修時に併せて改修することが望ましい



エレベーターの写真

①エレベーター

- ア. エレベーターの設置
- イ. 車椅子利用者用エレベーターの設置(幅85cm以上、奥行135cm以上)
- ウ. エレベーターに誘導するための点字ブロック・点字表記の設置
- エ. 手すりの設置
- オ. 視覚障害者用の音声案内
- カ. 案内表示の設置
- キ. その他

②エスカレーター

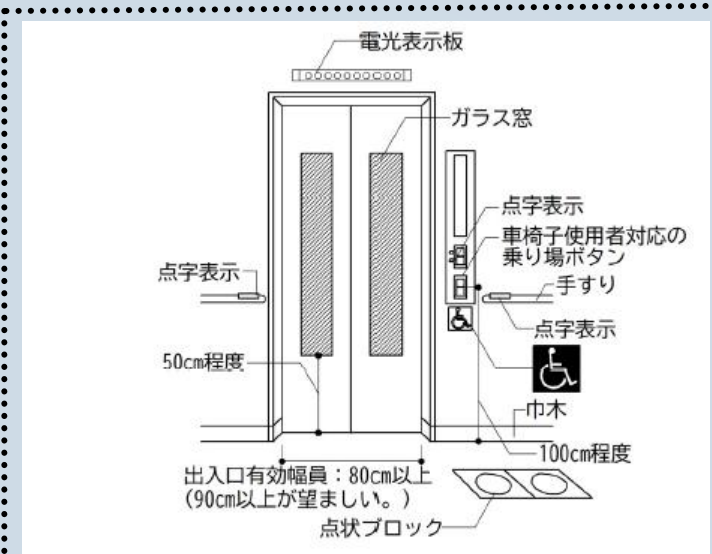
- ア. エスカレーターの設置
- イ. 視覚障害者用の音声案内
- ウ. エスカレーターに誘導するための点字ブロック・点字表記の設置
- エ. その他

③階段

- ア. 点字ブロックの設置
- イ. 手すりの設置(2段が望ましい)
- ウ. 段鼻の着色
- エ. その他

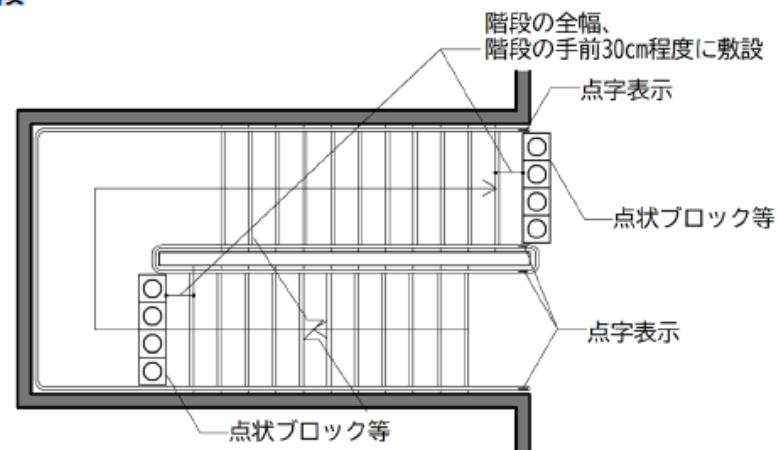
④段差解消機

- ア. 段差解消機の設置(幅70cm以上、奥行120cm以上)

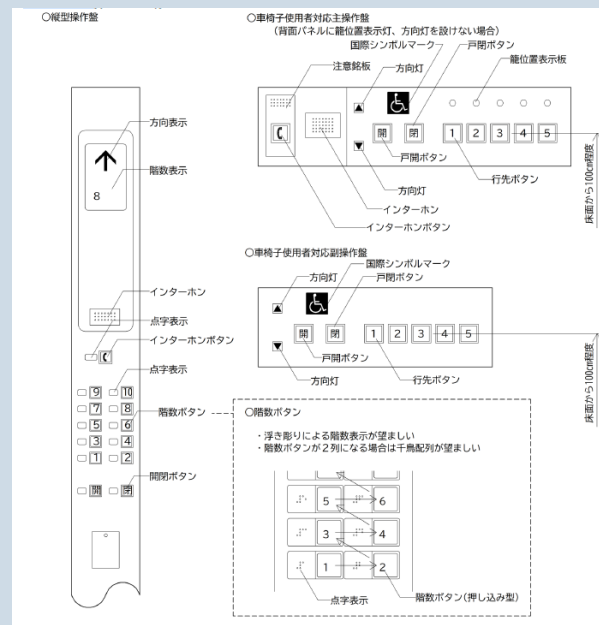


戸の設計例(①関連)

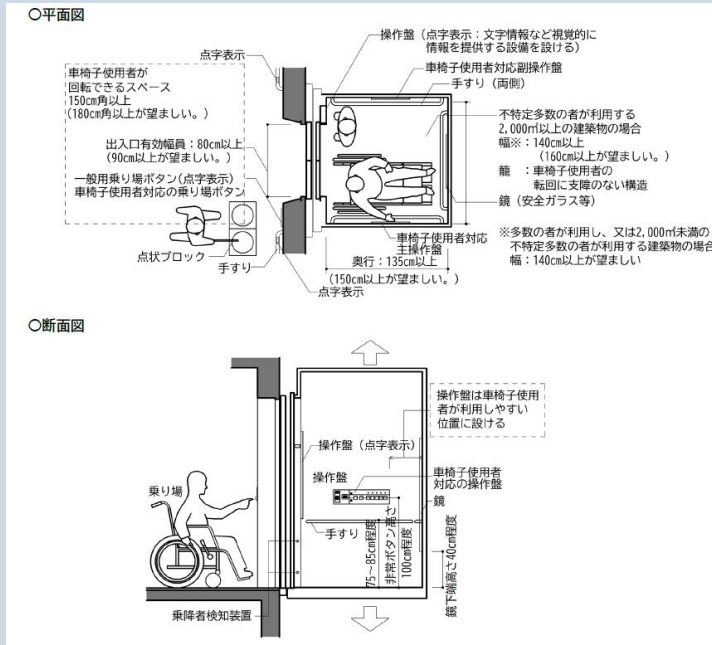
○階段



階段部の対策(③-ア関連)



操作盤の仕様例(①-エ関連)



エレベーターの設計例(①関連)

1.ハード - (3)駐車場

赤マーカー・・・比較的容易に改修可能
 黄マーカー・・・大規模改修時に併せて改修することが望ましい



車椅子使用者用駐車区画の写真

①駐車場

- ア. 駐車場の設置
- イ. ロック板の段差解消
- ウ. 発券機・精算機の障害者対応
- エ. 上屋の設置(駐車場から出入口までの間)
- オ. 段差の解消(駐車場から出入口までの間)
- カ. スロープの設置
- キ. 点字ブロックの設置(駐車場から出入口までの間)

②車椅子使用者用駐車区画(幅350cm以上)

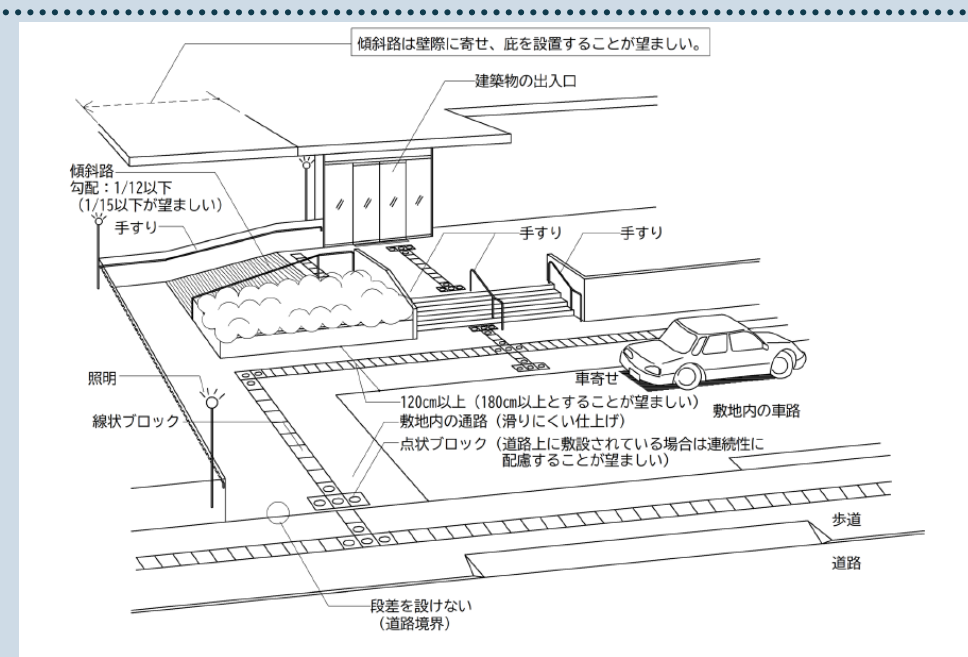
- ア. 車椅子使用者用駐車区画の整備(基準に応じた台数)
- イ. 車椅子使用者用駐車区画の明示

③優先駐車区画(幅250cm程度)

- ア. 優先駐車区画の整備
- イ. 優先駐車区画の明示



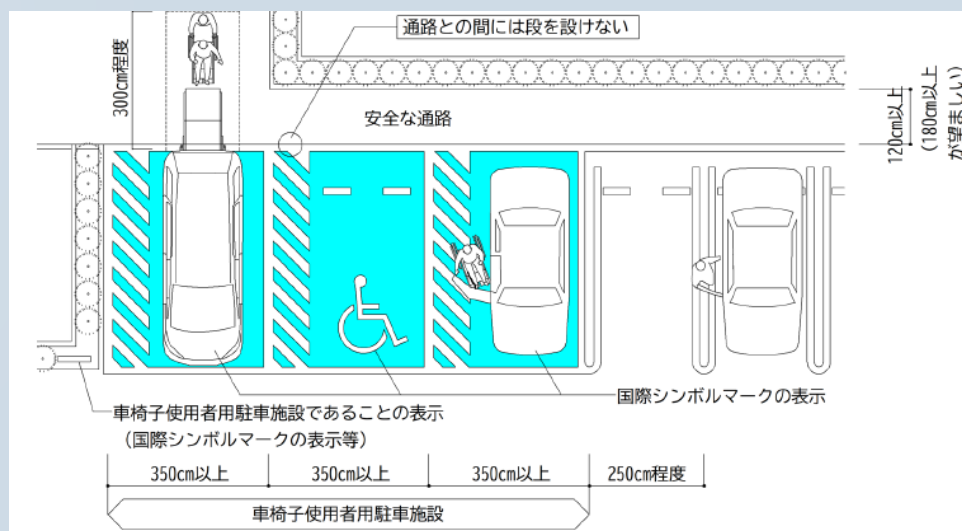
ロック板の段差対応の写真(①-イ関連)



駐車場から出入口までの設計例(①-エ、オ、カ、キ関連)



車椅子使用者用駐車区画と優先駐車区画のイメージ(②③関連)



駐車場の設計例(②関連)

※端数は切り上げ

駐車区画数	必要な車椅子使用者用駐車区画数
1~50区画	1区画以上
51~100区画	2区画以上
101~150区画	3区画以上
151~200区画	4区画以上
201区画以上	(区画数)/100+2区画

車椅子使用者用駐車区画数の考え方(②-ア関連)

1.ハード - (4)その他

赤マーカー・・・比較的容易に改修可能
黄マーカー・・・大規模改修時に併せて改修することが望ましい



出入口の写真

①出入口

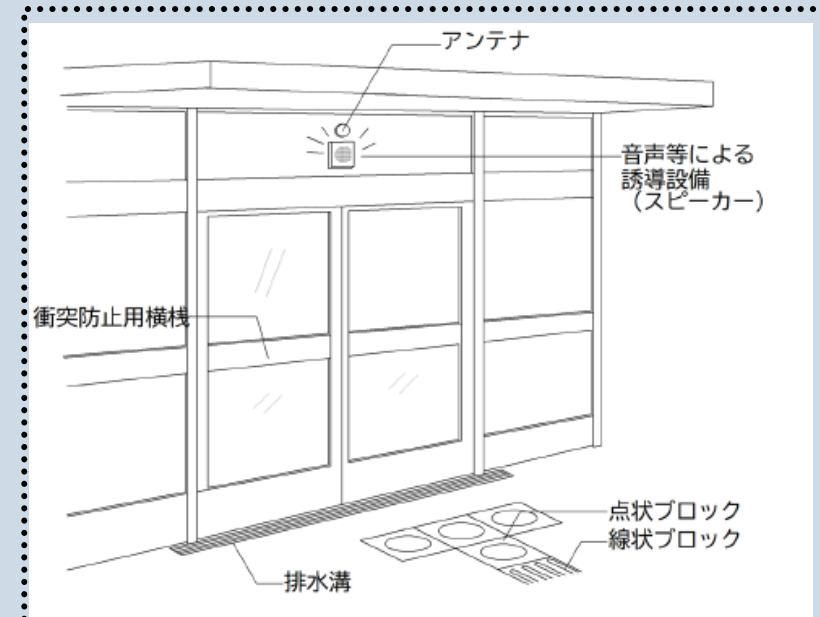
- ア. 自動ドア・引き戸に改修(幅90cm以上が望ましい(80cm以上可))
- イ. インターフォンの設置
- ウ. 触知案内板の設置
- エ. 点字ブロックの設置
- オ. 音声誘導設備
- カ. 防滑対策

②乳幼児施設

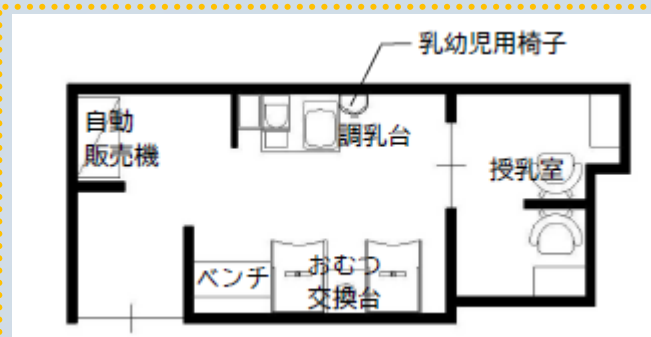
- ア. 授乳室スペースの確保
- イ. おむつ替えスペースの確保
- ウ. 乳幼児施設の案内表示

③案内設備

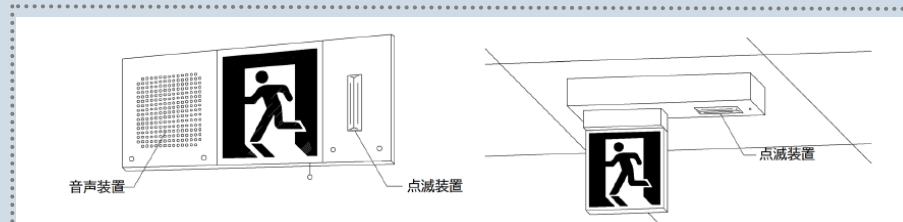
- ア. 案内所の設置
- イ. 施設案内板の設置
- ウ. 緊急避難時の誘導灯(音声案内・点滅型誘導)



出入口の設計例(①関連)



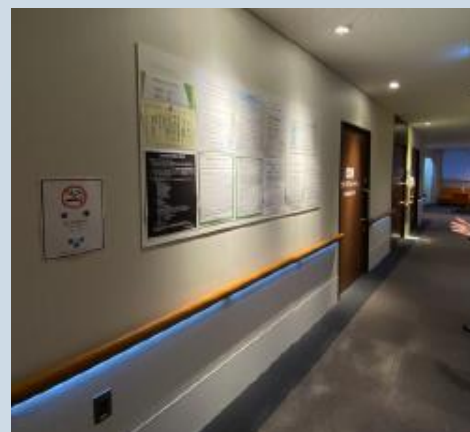
乳幼児施設の設計例(②関連)



緊急避難時の誘導灯の例(③-ウ関連)



乳幼児施設の写真(②関連)



照明を用いた誘導の写真(③-ウ関連)



触知案内板の写真(①-ウ、③-イ)

1.ハード - (4)その他

赤マーカー・・・比較的容易に改修可能
 黄マーカー・・・大規模改修時に併せて改修することが望ましい

④屋内の通路(廊下)

- ア. 通路の改修(幅180cm以上が望ましい(小規模建築物は90cm以上可))
- イ. 手すりの設置(2段手すりが望ましい)
- ウ. 点字ブロックの設置
- エ. 音声誘導設備



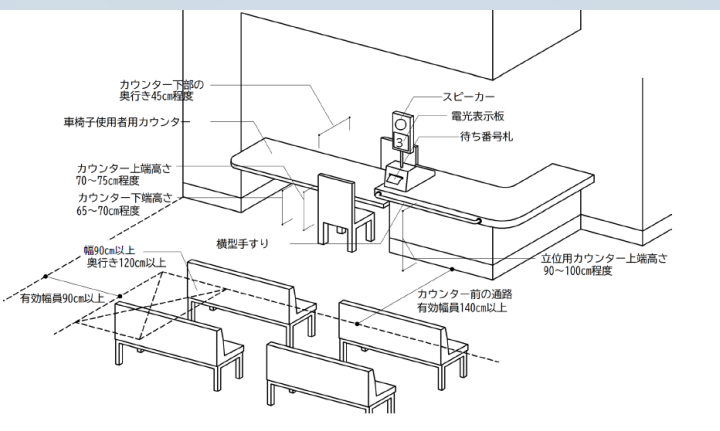
通路の写真

⑤執務室・居室・店舗等

- ア. スペースの確保(有効幅員90cm以上)
- イ. ベンチの設置
- ウ. 商品棚の配置

⑥その他

- ア. カームダウン・クールダウンルームの設置
- イ. 客席の増設
- ウ. 自動販売機の障害者対応



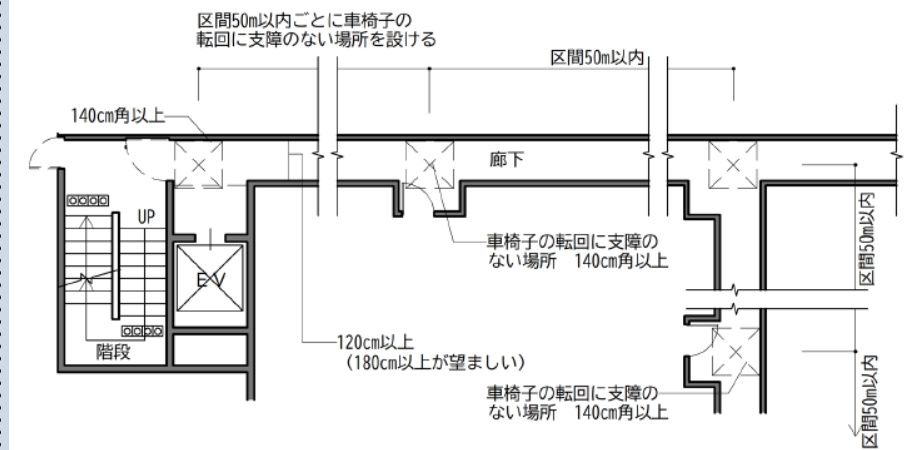
店舗の設計例(⑤関連)



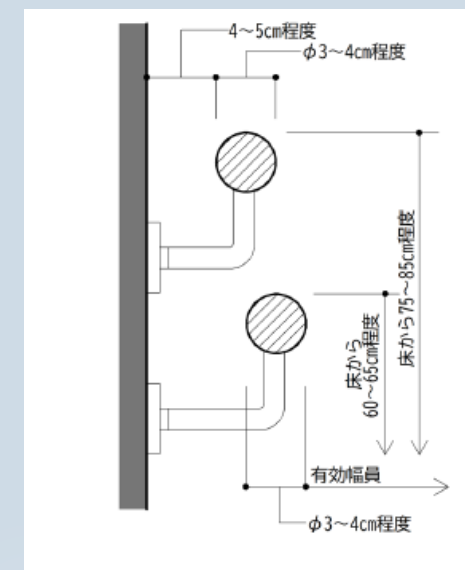
店舗の写真(⑤関連)



カームダウンルームの写真(⑥-ア関連)



通路の設計例(④関連)



手すりの設計例(④-イ関連)

※端数は切り上げ

客席数	必要な車椅子利用者用客席数
100席以下	2席以上
101~200席	(客席数)*2/100以上
201~2000席	(客席数)/100+2以上
2001席以上	(客席数)*75/10000+7以上

車椅子利用者用客席の考え方(⑥-イ関連)

2.ソフト - (5)ソフト面の取組

①貸出

- ア. 車椅子の貸出
- イ. 杖の貸出
- ウ. ベビーカー貸出
- エ. ユニバーサルデザイン対応の文具の貸出
- オ. その他

②人材育成(研修等)

- ア. 職員研修
- イ. 資格取得支援(サービス介助士・認知症サポーター等)

③適正利用の啓発

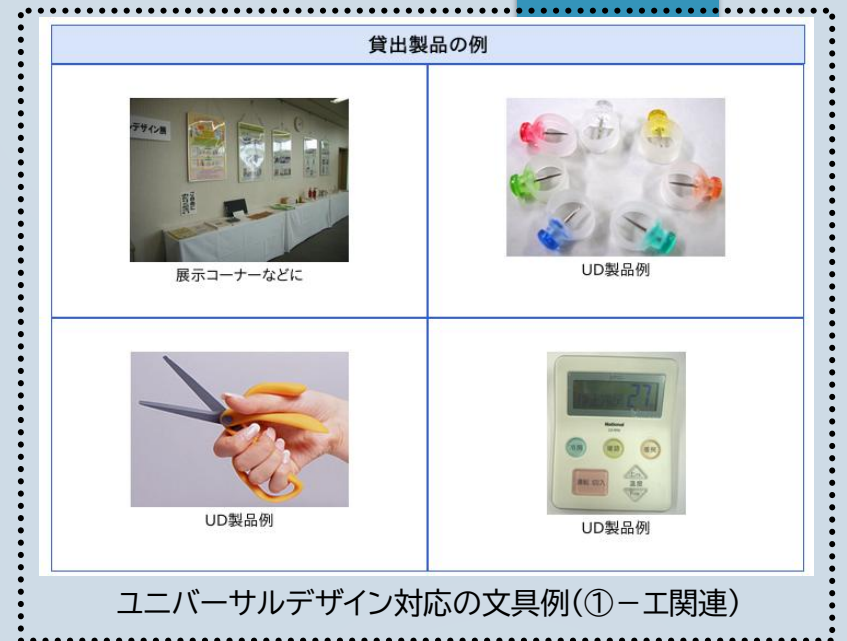
- ア. バリアフリー施設の適正利用の啓発
 - (ア) 車椅子利用者用優先駐車場の適正利用
 - (イ) バリアフリースイールの適正利用
 - (ウ) エレベーターの利用に関する啓発
 - (エ) 公共交通の優先席等の適正利用
 - (オ) その他

④合理的配慮の提供に向けたサポート体制

- ア. 提供内容の明示
- イ. 人員配置
- ウ. 当事者意見の把握・共有
- エ. その他

⑤バリアフリーチェック

- ア. 継続したバリアフリーチェックの実施
- イ. まち歩き(当事者とのバリアフリーチェック)の受入
- ウ. 課題箇所の把握、共有
- エ. 予算化に向けた調整



適正利用のチラシ例(③-ア関連)



《交通拠点》

1 JR大津駅

出典：JRおでかけネット

2 びわ湖浜大津駅

びわ湖浜大津駅 / Biwako-hamaotsu

出典：京阪電車

3 島ノ関駅

4 上栄町駅

5 大津港旅客ターミナル

《金融機関》

6 みずほ銀行大津支店

7 三井住友信託銀行大津支店

8 滋賀銀行大津駅前支店

9 滋賀銀行本店

10 関西みらい銀行

11 京都信用金庫大津支店

12 浜大津郵便局 (明日都浜大津施設内)

《商業施設》

13 フレンドマート大津駅前店

14 フレンドマート大津なかまち店

15 浜大津アーカス

《病院》

16 大津赤十字病院

《宿泊施設》

17 琵琶湖ホテル

18 ホテルブルーレイク大津

19 ホテルテトラ大津・京都

20 東横INN京都琵琶湖大津

● 例えば・・・こんな施設があります

障害者用駐車施設

おむつ交換台

オストメイト対応トイレ

出典：国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」

JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺 バリアフリーマップ(案)

● バリアフリーマップとは・・・

高齢者や障害者をはじめすべての人々が、安心して外出できるよう、各施設のバリアフリー情報を提供するものです。外出の際は、ぜひご利用ください。

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを中心に掲載しています。

JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺

● アイコン説明

駐車場	トイレ
障害者用駐車区画あり	オストメイト対応トイレ
エレベーター	車いす対応トイレ
障害者対応エレベーター	おむつ交換台
エスカレーター	介助用ベッド
スロープあり (出入口まで段差なし)	視覚障害者誘導用ブロック (駐車場～入口)
自動ドア	AED設置
筆談対応	

発行：大津市役所 建設部 地域交通政策課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL(077)528-2736 FAX(077)521-0427
e-mail:otsu1801@city.otsu.lg.jp

